

官報

号外

平成十九年五月十五日

○第百六十六回国 衆議院會議録 第三十号

平成十九年五月十五日(火曜日)

議事日程 第二十四号

平成十九年五月十五日

午後一時開議

第一 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地理空間情報活用推進基本法案(内閣委員長提出)

第三 イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(原口一博君外四名提出)

第四 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 地理空間情報活用推進基本法案(内閣委員長提出)

平成十九年五月十五日 衆議院會議録第三十号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案 地理空間情報活用推進基本法案

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。経済産業委員長上田勇君。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(上田勇君登壇)

○上田勇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、原子炉における使用済み燃料の再処理等の工程から発生する、深部の地層中での処分が必要となる放射性廃棄物などの最終処分を計画的かつ確実に実施することが必要であることにかんがみ、処分の対象となる廃棄物の範囲を拡大するとともに、処分費用の確保及び処分を安全に実施するための規制等について必要な措置を講ずるものであります。

本委員会においては、四月二十五日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に

入り、五月十一日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第二 地理空間情報活用推進基本法案(内閣委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、地理空間情報活用推進基本法案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。内閣委員長河本三郎君。

地理空間情報活用推進基本法案(本号末尾に掲載)

平成十九年五月十五日 衆議院会議録第三十号

〔河本三郎君登壇〕

○河本三郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、地理情報システムの利用を支える基盤となる地理空間情報の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

第一に、地理空間情報の活用に関する基本理念を定めております。

第二に、政府は、地理空間情報の活用に関する基本的な計画を策定することとしております。

第三に、国は、基盤地図情報の整備、地球全体にわたる衛星測位に関するシステムを運営する主体との必要な連絡調整及び衛星測位に係る研究開発の推進等の施策を講ずるものとしております。

本案は、五月十一日の内閣委員会において、賛成多数をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本案に関する決議を議決したことを申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
 ○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日程第三 イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(原口一博君外四名提出)

止する法律案(原口一博君外四名提出)
 日程第四 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、原口一博君外四名提出、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長浜田靖一君。

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案及び同報告書

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔浜田靖一君登壇〕

○浜田靖一君 たいま議題となりました二法案につきまして、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出のイラク支援特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、イラク支援特別措置法に基づく措置を引き続き実施し、イラク国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、同法の期限を二年間延長しようとするものであり、三月三十日本院に提出されました。

次に、原口一博君外四名提出のイラク支援特別措置法を廃止する法律案について申し上げます。

本案は、イラクに対する国際連合加盟国による武力の行使が正当性を有していないこと等の理由によりイラク支援特別措置法の法的な枠組みが完全に破綻していること等にかんがみ、同特別措置法を廃止しようとするものであり、四月十九日に提出されました。

両案は、四月二十四日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われました。

本委員会におきましては、同日塩崎内閣官房長官及び提出者山口壯君から提案理由の説明を聴取した後、二十六日より質疑に入り、五月十四日質疑を終局いたしました。次いで、両案について討論を行い、採決いたしましたところ、原口一博君外四名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと議決し、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付したことを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。楠田大蔵君。

〔楠田大蔵君登壇〕

○楠田大蔵君 民主党の楠田大蔵でございます。

民主党・無所属クラブを代表いたしまして、政府提出のイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案に反対、民主党提出のイラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

私は、一年余り国会にお休みをいただき、その間、地元行脚を重ね、現職時代と異なる客観的な立場から国会を見てまいりました。その分、より国民に近い立場で審議に当たることができると自負をいたしておりますが、今国会運営は、従来にも増して国民の意識からかけ離れたものになっております。本法案審議もまさにそれを体現するものであります。以下、明らかにしてまいります。

我が党は、イラクに対する武力の行使がそもそも正当性を有していないこと、いわゆる非戦闘地域概念が虚構の概念であるなどイラク特措法の法的枠組み自体が完全に破綻していること、及びイラクにおける自衛隊の部隊などによる対応措置に関する政府の情報開示が不十分であること

などにかんがみ、イラクへの航空自衛隊派遣を直ちに終了させるよう、イラク特措法廃止法案を提出いたしました。

特に、戦争の大義とされたイラクの大量破壊兵器はついに発見をされず、フセイン政権とテロ組織とのつながりも今日に至るまで明確なままであります。その不正確な情報に基づいて米国に追従し、イラク戦争支持を表明した政府は、今の今まで全くその責任を総括しておりません。ブッシュ大統領自身がその過ちを認める中で議会の与野党逆転を許し、ブレア首相は、多くの実績とあふれる人間的魅力を持ちながらも、この判断のミスが大きくなるとなり退陣表明を余儀なくされました。この戦争は、本来それほど重大な決断であつたはずであります。我が国だけがその過ちから逃れられるはずがありません。

また、この重大な判断の過ちとその事実に対する無批判の姿勢は、戦後連綿と築き上げてきた我が国の平和国家としての礎を根本から脅かし、未来に禍根を残すものであります。主体性とは名ばかりにアメリカに追従をし、正当性のない戦争の片棒をも担ぐというあしき前例をこのままにしておけば、我が国の未来は大変危ういものになってしまふのではないでしようか。早急に当時の政府判断について検証を行うとともに、今後十分な情報収集・分析体制の強化に努めるべきであります。

国際的にも既に多くの国がイラクから撤退をし、イラク戦争の当事国である米英両国においても、イラクからの撤退を求める議論が高まっております。イラク国内は、以前にも増して宗派対立やテロなどが続発しており、不安定な治安情勢

下にあります。このような状況下では、非戦闘地域という概念などは到底成り立ち得ず、イラクで活動を行う自衛隊員の方々の安全確保義務を確実に果たせるかも極めて不透明であります。

航空自衛隊の活動内容も、国連支援や人道支援物資などの輸送を行う人道復興支援活動から、多国籍軍支援等の安全確保支援活動が中心になりつつあるなど、大幅に変化をいたしております。この状況は、現基本計画に背くものであることはもちろん、武力行使と一体と疑われる事態でもあります。しかも、政府はその活動内容について必要な情報開示を行っておらず、シビリアンコントロールの見地から見ても大いに問題であります。何もかも黒塗りの公表資料は、怒りを通り越して脱力感すら覚えさせる、甚だしい国会軽視であります。

また、二年という延長期間に関しても、ついに合理的な説明は得られませんでした。撤退に向けたいわゆる出口戦略も不明確なまま、ただ漫然と二年延長するだけでは、イラクに対しても自衛官の方々に対しても無責任であります。あくまでその間法律が継続するだけで、二年間必ず自衛隊がいる必要はないとの詭弁もありましたけれども、であるならば、できるだけ短い延長の幅にして実のある国会審議を担保することこそ、政府に求められる責任ある姿勢であります。

異国による占領、戦後統治の例は数多くあれども、人類の長い歴史の中で、それが最終的に成功をしたためしはありません。必ずやお互いに深い傷を残すこととなります。イラクも、かつてイギリスによる委任統治を経て、一九三二年によろしく独立を勝ち得た国であります。また同じような

過程をたどるその国の人々の思いにも、はかり知れぬ複雑さがあるはずで、四年という長きにわたる法律の期限が切れるこの絶好の機会にこそ、その人類の普遍性に思いをいたし、勇気を持って自衛隊を直ちに撤退させるべきであります。

最後になりましたが、はるか中東の地で任務に当たっておられる自衛官の方々、そしてその帰還を心待ちにされておられる御家族の方々に心から敬意を表し、だからこそ、政府提出のイラク特措法を延長する改正案に反対、同法を直ちに廃止する我が党案に賛成することを皆様の良心にお訴えし、御賛同を心よりお願いいたしまして、私の討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 赤嶺政賢君。

(赤嶺政賢君登壇)

○赤嶺政賢君 私、日本共産党を代表して、イラク特措法延長案に反対の討論を行います。(拍手)

第一に、イラク戦争がうそで始められた国連憲章違反の侵略戦争であることは、今や明白です。戦争の最大の根拠とされた大量破壊兵器がイラクに存在しなかったことは、既に確定したのであります。だから、ブッシュ大統領自身が開戦判断の誤りを認め、イギリスのブレア首相も辞任に追い込まれたのであります。情報が誤りであつて、

判断は誤りでないなどという矛盾に満ちた総理の答弁は、断じて許されません。

第二に、自衛隊の活動は戦争終結後の人道復興支援という政府の説明も、全くの虚構であります。

政府は、私たちの追及に、航空自衛隊の輸送活

動のほぼ九割が多国籍軍支援であることを認めました。多国籍軍の中心である米軍は、今、バグダッドを中心に、B-1爆撃機やF-16戦闘機を投入して、空陸一体の大規模な戦闘作戦を行つています。自衛隊の活動は、人道復興支援どころか、まさに米軍の戦争支援そのものであります。憲法違反の自衛隊派兵は直ちに中止すべきであります。

第三に、米軍による占領支配は、イラク国民の反発と抵抗を生み出し、イラクの復興に逆行するものであります。イラクの深刻な事態を打開するためには、期限を切った多国籍軍の撤退とイラクの国民的な和解に向けた国際社会の協力、外交努力こそ必要だということは、今や世界の共通認識です。

だから、米国内でも米軍の撤退を求める声が高まり、各国が相次いで軍隊を引き揚げています。あります。イラクのマリキ首相自身も、年内には自衛隊は必要なくなると述べているのであります。にもかかわらず、二年先まで自衛隊の派兵継続を決めることは、こうした世界の動きを全く見ません。

以上、自衛隊派兵の根拠は、あらゆる面で完全に崩れています。本法案は廃案にすべきが当然であります。

最後に、三十五年前のきょう、沖縄は、本土に復帰し、米軍の直接占領から日本国憲法のもとへ復帰を果たしました。その憲法をかなぐり捨て、アメリカとともに海外で戦争できる国づくりを進める安倍政治を断じて許さないことを強調して、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 阿部知子君。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 社会民主党・市民連合を代表して、政府提出のイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から討論を行います。(拍手)

二〇〇三年三月二十日、国際連合設立当初からの加盟国であるイラクに米英軍が先制攻撃をしかける形で、このイラク戦争は始まりました。自來四年余り、二〇〇三年五月一日にはブッシュ大統領みずから主要戦線終結、勝利宣言を掲げたにもかかわらず、戦禍は拡大し続け、二〇〇六年八月には駐留している米軍自身が内戦の危機を訴えるに至りました。

一方、戦場とされたイラクにおいては、水や電気等の生活に不可欠なインフラ整備はもろろんのこと、対テロ戦争の名のもとに多国籍軍による大量無差別殺りくが行われ、あわせて自爆テロあるいは宗派間の対立の激化によって、今や、イラク保健省が調べ上げた中だけでも十五万人余のイラクの市民が犠牲になっております。おまけに、戦乱を逃れて国の内外に暮らす人々の数は、四百万とも六百万とも言われております。

果たして、このイラク戦争とは何であったのでしょうか。開戦に至る最大の理由とされた大量破壊兵器は存在せず、また、国際テロ組織アルカイダとフセイン政権との関係も、米英みずからがその情報の誤りを認めております。この間、この対テロ戦争の正義を譲らず、さらに増派兵を訴えるブッシュ大統領の米国内での支持率は二八%にまで落ち込み、ブッシュ大統領の最大のパートナー

であったブレア首相も退陣へと追い込まれるに至りました。

しかるに、我が国は、米国ブッシュ政権への共感と国益を掲げてこのイラク戦争を支持し、二〇〇三年七月からは自衛隊を派遣する、憲法に違反し、そしてイラクの人々の復興に本来の意味で役に立たない道を選んだと思います。さらにその道を二年延長しようとする今回の法案は、到底容認することができません。

二十一世紀最大の歴史の汚点となるであろうこのイラク戦争に対して、今私たちがなすべきことは何でしょうか。既に米国内の超党派のイラク研究グループが指摘するとおり、それは軍事による対テロ戦争の遂行ではなく、政治的、外交的手段をもって、真に国際社会が現状のイラクに対して心から寄与することが求められていると思えます。

社民党は、そのためにも、まず、米英軍を初めとする多国籍軍のイラクからの期限を定めた撤退、イラクへの治安権限の完全な移譲、自衛隊の即時撤退、さらに、中東における歴史的に築かれた我が国の中立的な位置を失った政治、外交、調停努力、そして、湾岸戦争以来、国連の経済制裁に加えてさらに米英の侵略戦争がもたらしたイラク国民の深刻な生活破壊への支援、そして、現状で困難をきわめる避難民の支援などを行うべきと考えます。

なお、即時撤退を明記している民主党提案のイラク特措法廃案には賛成いたします。

○議長(河野洋平君) 阿部知子君、申し合わせの時間が過ぎました。結論を急いでください。

○阿部知子君(続) 最後に、国民不在、情報開示も全くないままの政府提出のイラク特措法延長法案には強く反対することを訴え、私の討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第三、原一博君外四名提出、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第四、内閣提出、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

国家公務員法等の一部を改正する法律案内閣提出)並びに国家公務員の退職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出、特任法人等の役職員の関係官利企業への就職の制限等に関する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)の趣旨

説明
○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、国家公務員法等の一部を改正する法律案並びに馬淵澄夫君外四名提出、国家公務員の退職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案、特任法人等の役職員の関係官利企業への就職の制限等に関する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案について、順次趣旨の説明を求めます。国務大臣渡辺喜美君。

(国務大臣渡辺喜美君登壇)
○国務大臣(渡辺喜美君) 国家公務員法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

これまで、公務員は、戦後レジームの中で、国家運営の担い手として、国民と国家の繁栄のために積極的な役割を果たしてまいりました。しかしながら、今日、本来優秀な人材が集まっているとは言えない状況にあります。経済社会の変化に対応し、政策企画能力を高めるため、民間の専門能力を取り入れる必要も指摘されており、一方で、予算や権限を背景とした押しつけ的なあつせ

んや相次ぐ官製談合に対しては、国民の強い批判があります。

このため、国家公務員に係る制度の改革を進める観点から、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により退職管理の適正化を図るほか、官民人材交流センターの設置により官民の人材交流の円滑な実施を図るための支援を行う等の所要の改正を行う本法律案を提案する次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国家公務員の人事管理の原則として、職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、人事評価に基づいて適切に行われなければならないこと、人事評価は公正に行うこととし、その基準及び方法を定めることを明確にしております。

第二に、能力本位の任用制度を確立するため、内閣総理大臣が、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として、標準職務遂行能力を定めるとともに、標準職務遂行能力及び適性を昇任または転任の判断基準とすることとしております。また、内閣総理大臣は、採用昇任等基本方針の案を作成して閣議の決定を求めることとしております。

第三に、退職管理に関し、離職後の就職に関する規制として、各府省等職員が職員または職員であった者について、営利企業等に対し、離職後の就職あつせんを行うことを禁止しております。ま

た、職員がみずからの職務と利害関係を有する一定の営利企業等に対し求職活動を行うことを規制しております。さらに、離職後に営利企業等の地位に就いた職員が、一定の国の機関の職員に対して、当該営利企業等が関係する契約または処分であつて離職前に関係していた職務に属するもの等に関し働きかけを行うことを規制いたしております。

第四に、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行うとともに、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行うため、内閣府に官民人材交流センターを置くこととしております。また、離職後の就職に関する規制の実効性を確保するため、厳格な監視を行う体制を整備する必要があることから、同規制の適用除外の承認、任命権者への勧告等を実施する再就職等監視委員会を内閣府に置くとともに、同委員会に再就職等監察官を設置し、離職後の就職に関する規制違反の調査等を実施することとしております。

第五に、国家公務員である特定独立行政法人の役員について、国家公務員法と同様の規定を適用することといたしております。

このほか、国家公務員の職階制に関する法律を廃止するとともに、罰則等について所要の規定を設けることといたしております。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者鷺尾英一郎君。

(鷺尾英一郎君登壇)

○鷺尾英一郎君 民主党の鷺尾英一郎でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただ

いま議題となりました民主党提出、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案、特殊法人等の役員職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

民主党が行った予備的調査によれば、公益法人など四千五百七十六法人に二万七千八百八十二人も国家公務員が天下り、公務員が天下った団体に対して平成十八年度の上半期だけで約五兆九千二百億円もの税金が流れております。天下り公務員を受け入れた団体は、当然、中央官庁に対して何らかの見返りを求めており、税金の無駄遣いを引き起こしております。天下りを介して、官製談合が横行してやまず、随意契約がはびこっていると云つても過言ではありません。

このような天下りを背景とする官民のたれ合い、癒着構造が温存、放置されることこそ、国家の財政を疲弊させている根本原因であります。この現状を顧みてもなお、自民党政府のこれまでの議論は、公務員制度改革をパッケージとして検討を進めるといふ美名のもと、肩たたきをそのままに、公的あつせんを残すという、まるで改革に逆行しているかのように見えるのであります。案の定、その自民党政府が国会へと提出したのは、いわゆる天下りバンクをつくつて天下りの自由化を行い、天下りを公然と認め、税金の無駄遣い放置、拡大につながる法案でありました。

天下りの根絶こそ、税金の無駄遣いを縮小し、国家財政に寄与させるとともに、公務員に対する国民の信頼を回復せしめ、公務員諸君の意気に向

上させるというのが、我々の提出した法案であります。

以下に、その概要を説明いたします。まず、国家公務員法改正案では、天下りを生み出す構造的要因である、中央官庁の早期退職勧奨と再就職のあつせんを禁止します。

天下りを原則禁止とする期間を現行の二年間から五年間に拡大し、規制の対象となる天下り先を特殊法人、独立行政法人、公益法人等に拡大します。特別会計にぶら下がった財団法人、社団法人、いわゆる離れの地下室でじゃぶじゃぶと税金がやみに消えております。我々はこの点も当然しっかりとメスを入れます。

現行規制では、離職後二年間、離職前五年間に在籍していた期間と密接な関係にある営利企業への天下りは原則禁止されております。しかし、この規制はざるであります。現状を見るに、いわゆる迂回天下りによつて、現行の規制を巧妙にすり抜け、実効性はほとんどないと言つても過言ではありません。必要なのは規制の強化です。それにもかかわらず、政府案はこの規制すらも撤廃しようとしております。大幅な規制緩和であります。何をか言わんやであります。当然、我々はこの規制を強化いたします。

中央省庁からの天下りだけが問題なのではありません。特殊法人等の役員職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案では、特殊法人等からの天下りについても、国家公務員と基本的には同様の規制を新設しています。また、ともに提出する地方公務員法改正案により、天下り規制対象を地方公務員にも拡大いたします。

さらに、営利企業や団体等に天下った元公務員

また、口きき行為規制の実効性を担保するため、現職の公務員に対して、元公務員から働きかけを受けたことを任命権者に届け出る義務を課し、任命権者と国家公務員倫理審査会が事実関係を調査することとしています。

独立行政法人は、国からの補助金や交付金を使って非効率的な事業運営をし、公務員の天下りの受け皿となるなど、さまざまな問題を抱えています。税金の無駄遣いの温床となっている独立行政法人の体質を改めるため、独立行政法人の長の公募、各府省の独立行政法人評価委員会委員や各独立行政法人の監事の独立性向上等の改正を行います。

そこで、我々民主党が主張しているのが以下の点です。

國家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための國家公務員法等の一部を改正する法律案外二案について、鷲尾英一郎君の趣旨説明
國家公務員法等の一部を改正する法律案外三案の趣旨説明に対する細野豪志君の質疑

今の御時世 志ただけで職務に専心しろというのがなかなか無理なのは重々承知しておりますが、それでもなお、我が党の案が、日本の、特に今、国会中継を見ている公務員諸君の士気の向上に資することを信じて疑いたくありません。

政府・与党は、五年間で八兆円以上、特に六月から住民税を二倍近く大幅に引き上げる等、国民個人に負担を強いてきました。

議員諸氏におかれましては、天下り根絶によつて官民癒着を断ち切り、税金の無駄遣いをなくすることこそ国民が今まさに求めていることであることに気づき、ここに賛同するのであれば、政府案ではなく、我々の提出した法案に御賛同賜らんことを強くお願い申し上げ、私の趣旨説明を終わります。（拍手）

國家公務員法等の一部を改正する法律案内閣提出）並びに國家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための國家公務員法等の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外四名提出）、特殊法人等の役職員の關係營利企業への就職の制限等に関する法律案（馬淵澄夫君外四名提出）及び獨立行政法人通則法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外四名提出）の趣旨説明に對する質疑

○議長（河野洋平君）　ただいまの趣旨の説明に對

〔細野豪志君登壇〕

私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の国家公務員法等の一部を改正する法律案及び民主党提出のいわゆる天下り根絶法案に対し質問をいたします。（拍手）

なお、答弁が不十分であれば、時間の範囲内で再質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、安倍総理に天下りそのものについての基本認識を伺います。

二〇〇五年に発覚した防衛施設庁に続き、緑資源機構で天下りが介在した談合が明らかになりました。これは氷山の一角にすぎません。民主党の趣旨説明にもありましたが、いわゆる天下り団体である四千五百七十六法人に流れた税金の総額は、平成十八年度の上半期で約六兆円。

金額もさることながら、問題なのはその中身であります。内訳を見ると、六九・一％が補助金の交付によるもの、三〇・四％が随意契約によるもの、六兆円のうち、入札によるものはわずか〇・五％しかありません。緑資源機構の談合は、極めて悪質ではありますが、入札という形式をとっているだけまだましだとも言えるわけであります。

九九・五％は全く競争原理が働かない中で毎年天下り団体に直接税金が流れている現実を、我々は直視しなければなりません。

もはや、天下りこそが税金の無駄遣いの温床であることは明らかです。これまで天下りを容認し、そしてともに甘い汁を吸ってきた政府・与党

民間企業は、どこも厳、

を模索しています。もちろん、どこを探しても全従業員を対象とした再就職支援をしている企業などは見当たりません。国民が望んでいるのは、天下りの根絶であります。なぜ総理は天下りの根絶を決意できなかったのか、あわせてお伺いをいたします。

こうした天下りの弊害が明らかだからこそ、これまで、退職前の官職と密接に関係をする営利法人への再就職は二年間禁止をされてきました。この規制は極めて不十分なものではありませんが、天下りによる官民の癒着を予防する唯一の歯どめがこの規制であったことは紛れもない事実であります。

ところが、今回政府によりまして提出された法案では、この二年間の天下り規制は削除をされております。この削除された条文は、昭和二十二年、国家公務員法ができたときから一貫して守られてきた条文であります。今回の改正は、これまで行われてきた天下り規制の流れを百八十度転換して、天下りの容認へと大きく転換するものであります。私が理解できないのは、これだけ天下りが問題になっている中で、今なぜ唯一の規制であるこの条文を削除するのか、ぜひ合理的な説明を渡辺大臣にいただきたいと思っております。

一方、民主党案では、二年の再就職期限を五年に延長し、再就職先の規制対象を営利企業に加え、非営利団体にまで拡大をしています。民主党案で規制を強化した理由をお聞かせください。

そもそも、これだけ弊害が指摘されながら天下りが続いてきたのはなぜでしょうか。その最大の原因として、官僚の早期勲奨退職制度、いわゆる肩たたきがあります。

事務次官を頂点とするピラミッド形組織の権力構造を維持するために、出世レースから外れた官僚は、働き盛りの五十代で退職を余儀なくされてきました。再就職先を省庁ぐるみで探し、そこで異常な厚遇が続いてきたのもこのためであります。

政府提出の法案には、天下りを生み出している根本原因である早期勲奨退職制度についての言及が全くありません。本質的な改革を先延ばしし、小手先の改革に走るから、わざわざ新しい組織をつくって天下りを推進するという本末転倒の事態になるのであります。早期勲奨退職制度について法案になぜ言及しなかったのか、渡辺大臣にお伺いいたします。

また、民主党案では早期勲奨退職制度はどのように扱われているのか、お伺いいたします。

次に、官民人材交流センター、いわゆる新入材バンクの具体的な姿について質問をいたします。

新入材バンクのあつせん対象となる退職国家公務員は、少なくとも毎年五千人に上ると言われております。これほどの規模の再就職を扱う新入材バンクとは、一体どの程度の組織になるのでしょうか。天下りをあつせんするために税金を使つて巨大な組織をつくることを国民が認めるとは到底思えません。

政府案を見て私が最も驚いたのは、新入材バンクを内閣府に置くだけではなくて、そのもとに全国に支所を置くことと書いてあります。一

体これは何なんでしょうか。天下りのチェーン店を全国に展開して、そして幅広く天下りをしているということなんでしょうか。こういうのを私は焼け太りと思うのです。

渡辺大臣、新入材バンクの予算の規模と人員の見込みを示してください。支所は全国に一体幾つ設置をされようとしているのでしょうか。また、支所の職員は、公務員になるのか、非公務員になるのかもお知らせください。やりようによつては、支所そのものが天下り先になつて、官民癒着の構造になることも予想されます。

あらかじめ申し上げますが、新入材バンクの組織のあり方はこの法案の肝であります。まさか有識者会議で今後検討しますというような答弁は許されぬというふうに思いますが、いかがでしょうか。渡辺大臣には、法案提出者として責任を持つて御答弁をいただきたいと思ひます。

次に、いわゆるわたりについて質問をいたします。

天下りの問題は、退職直後の再就職にとどまるものではありません。幹部公務員が、退職後、出身省庁のあつせんによつて二年から四年で再就職を繰り返す、そのたびに高い給与と高い退職金を得て、OBになつてから数億円を荒稼ぎする渡り鳥は、これまでも問題になつてまいりました。まず、総理に、このわたりについてどのようにお考えになるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

また、新入材バンクの行う官民交流の名のもとにわたりが行われる可能性があります。もし行わないのであれば、渡辺大臣にこの場ではつきりと否定をしていただきたいと思ひますが、いかがで

しょうか。

わたりについては、もう一つ気になることがあります。四月十三日、渡辺大臣の指示で、二度目以降の再就職のあつせん、すなわちわたりの調査が公表されました。平成十六年から十八年までの三年間、全省庁でわずか十六件という信じがたい数字が出てまいりました。

経済産業省は、私の委員会質問に対して、職務でわたりのあつせんをしていることを認めております。各省庁が少なくとも七十五歳前後までわたりのあつせんをしてきたことは、周知の事実であります。今回の調査結果は、この周知の事実を正面から否定するものであります。わたりのあつせんが組織的に行われていなかったことになると、仮に新入材バンクでこのあつせんをしないとしても、これからは隠然として各省庁で継続をしてわたりのあつせんが行われる可能性があります。それを予防するためにも、渡辺大臣には、断固として今回、再調査を指示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、独立行政法人及び特殊法人からの天下りについて伺います。

緑資源機構の談合では、農水省から所管の独立行政法人である緑資源機構への天下り、緑資源機構から関連法人への天下りが重要な役割を果たしてきました。それに伴い、税金が農水省から緑資源機構へ流れ、さらにその下の関連法人に流れ

ています。人、すなわち天下りが、国、独立行政法人、そして関連法人へと流れ、その三者で税金を食い物にするいわゆる三位一体の構造がここにあらわれています。それをさらに強固なものにして

入してもらうなどしてこの三位一体の構造の用心棒をしている政治家がいるという現実であります。だれのことを指しているかは、この議場にいらつしやる議員の皆さんはよく御存じだと思ひます。

政府案では、独立行政法人及び特殊法人からの天下りが規制対象から外れています。これでは、税金を食い物にしてきた三位一体の構造は崩れません。特に、日本年金機構が規制の対象外となつてゐるのは大きな問題であります。社会保険庁には天下りの規制がこれまでかかつてまいりました。不祥事があつて日本年金機構は特殊法人に移行いたします。特殊法人に移行した途端に天下り規制がかからない、これは一体どういふことでしょうか。渡辺大臣には、国民が納得のいく御答弁をしていただきたいと思ひます。

民主党の法案提出者に対しても、独立行政法人及び特殊法人からの天下りの規制についての考えを伺います。また、独立行政法人通則法の改正案を提出した理由もあわせてお聞かせください。

次に、地方公務員の天下りについて伺います。中央と同様、天下りは地方自治体にも見られ、官製談合の温床になつてゐることが言われております。政府は規制の導入を先送りしていますが、民主党はどのような考え方を持っているのか、法案提出者に伺ひます。

最後に、総理に法案成立に向けた決意を伺ひます。これまで指摘してきたとおり、政府案で提案をされている新入材バンクは、天下りバンクそのものであります。政府案の実態は、天下り推進法案であります。世論の批判を意識してか、先週末あ

たりから、与党の幹部の中で、この法案の今国会での成立を断念するかのような発言が聞こえてまいりました。法案の中身に自信がないのであれば、さっさと撤回をして、与党内で中身の議論をじっくりやっていただいたらどうでしょうか。総理、この国会でこの法案を本当に成立させるつもりがあるのかどうか、御決意をお聞かせいただきたいと思っています。

安倍政権がこのまま天下り推進法案を押し進めようが撤回しようが、我々民主党はいつでも受けて立つ覚悟があります。我々の法案こそが、税金の無駄遣いを徹底して排除し、国民が求める社会保障などの財源を確保するものである、そう確信をするからであります。与党が押し進める天下り推進法案か、野党が、我々民主党が提案をする天下り撤廃法案か、選択肢は明確であります。そのことを、残された国会での質疑の中で、そして来るべき参議院選挙において国民に問いかけ、そして勝利することを宣言して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 細野議員にお答えをいたします。
天下りと税金の無駄遣いについてのお尋ねがございました。

いわゆる天下りや談合の問題に対する厳しい批判があることは真摯に受けとめなければならぬと認識をいたしております。官製談合その他、税金の無駄遣いの背景にある天下り問題を根絶し、また、年功序列を打破して、役所の中の非効率を正し、小さく効率的な筋肉質の政府をつくり上げるとというのが政府の基本方針であります。このた

め、天下り問題に対しては、予算や権限を背景とした押しつけ的なあつせんを根絶するため、本法案を提出したところであります。

天下りの根絶についてお尋ねがございました。今回の法案は、まさにいわゆる天下り問題を根絶する法案であります。具体的には、各省庁による再就職あつせんを禁止し、そして官民人材交流センターに一元化するほか、離職後の再就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により、退職管理の適正化を図ることとしております。これらの措置により天下り問題は根絶できるものと考えております。

いわゆるわたりの見解についてお尋ねがございました。

これまで各府省が元公務員について再就職のあつせんを行うことは慣行として行われてきたところであり、いわゆるわたりについて批判が強いことについて認識をしております。今般の法案においては、各府省等による再就職のあつせんを全面的に禁止し、新たに設置する官民人材交流センターに一元化することとしております。したがって、出身府省のあつせんにより二度目以降の再就職を行う、いわゆるわたりは禁止されることになります。

法案を成立させる決意についてお尋ねがございました。

公務員については、経済社会の変化に対応して、政策企画能力を高める必要などが指摘される一方、押しつけ的なあつせんや官製談合に対する強い批判があり、年功序列の打破、天下り問題の根絶を一刻も早く実現しなければなりません。このため、迅速な御審議をいただき、今回の法案をぜ

ひ成立させるよう、よろしくお願いを申し上げます。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えをさせます。(拍手)

(国務大臣渡辺喜美君登壇)

○国務大臣(渡辺喜美君) 事前承認制度についてお尋ねがございました。

政府としては、官民の関連な人材交流を通じて、役所の中の非効率性が改善され、小さく効率的な政府、筋肉質の政府をつくっていくことができると考えております。逆に、官民の垣根を高めてしまえば、天下りだけでなく、本人の能力と経験を生かした再就職まで禁止するようなことになりま。そうならば、役所はますます一般の世界から隔絶された特殊な世界になっていくおそれがあり、このような考え方はとり得ません。

今般の改正では、各府省等の行う再就職のあつせんを禁止するとともに、民間に就職した職員の働きかけ等についても規制をいたしております。

事前から事後を通じて、罰則を含めた厳しい行為規制を導入しております。外部監視機関、再就職等監視委員会による厳格な監視体制を構築することにしたしております。これらの措置を実施することにより、公務の公正性に対する信頼の確保という事前承認制度の担保していた保護法益は十分担保できると考えます。

早期勧奨退職慣行についてのお尋ねがございました。

早期勧奨退職慣行がなぜ起きるのか、それはまさしく年功序列制度がその根幹にあるということでありま。

今回の法案では、まず、能力・実績主義を導入

いたします。これによって年功序列を打破いたします。したがって、同期が横並びで昇進をし、幹部クラスでポストがなくなる、そういう仕組みは根本的に変わっていくのであります。また、昨年十月、長期間に職可能な専門スタッフ職俸給表の新設の具体化について検討を進めるよう人事院に要請をしたところであります。これらによって、従来型の早期勧奨退職慣行はなくなっていくものと考えております。

なお、スタッフ職制の導入、定年の延長などを含む採用から退職までの人事制度全般の課題については、先般閣議決定された「公務員制度改革について」において、総理のもとに有識者から成る公務員制度に関する検討の場において検討を進めることとされております。今後、パッケージとしての改革として、総合的、整合的な検討を行います。

次に、官民人材交流センターのあり方についてお尋ねがございました。

官民人材交流センターの予算規模や人員、地方の支所の数、職員の、公務員か非公務員かという身分を含めた体制のあり方については、官房長官のもとに置かれる有識者懇談会の意見を踏まえて具体的な制度設計を検討してまいります。

新人材バンクでのわたりあつせんが行われる可能性についてのお尋ねがございました。

先ほど総理も答弁をされましたが、官民人材交流センターは、あくまで職員の離職に際し行う離職後の就職の援助に関することを行うものであります。したがって、通常、二回目、三回目の再就職は、離職後長期間にわたっている、人材交流センターは基本的にあつせんを行わないと考えております。

わたりあつせんに関する再調査についてのお尋ねがありました。

御指摘の二回目以降の再就職あつせんに関する調査においては、平成十六年から十八年までの三年間に、各府省等において二回目以降の再就職のあつせんを行ったことが確認されたものについて、法人区分別の件数及びそのうち予算・権限関係にあるものの件数を各府省等から回答してもらい、それを取りまとめたものであります。

今般の改正においては、先ほど申し上げましたわたりあつせんも含めて、各府省等による再就職あつせんを全面的に禁止をするわけであります。当面、再調査を行うことは考えておりません。独立行政法人からの天下りについてのお尋ねがありました。

緑資源機構の事業では、林野庁の職員が機構に天下り、そこからさらに公益法人に天下りをするとの実態があつたと承知をいたしております。役所がこのようなあつせんを行うということは、独

法からさらにその先の天下りの部分も含めて、今回の法案では全面的に禁止をするのであります。一方、役所のあつせんによらない再就職については、規制の必要を含め、全く別個に検討すべき課題であると考えます。国家公務員の身分が与えられていない非特定独立行政法人の役員に対し営利企業等への就職を制限することは、職業選択の自由との関係も考慮しつつ、慎重に検討すべきものと考えます。一方、公務員の身分を有している独立行政法人の役員については、今回の法案の規制対象となっております。

なお、独法については、先日の経済財政諮問会議において、民間議員から、ゼロベースで百一法

平成十九年五月十五日 衆議院会議録第三十号

人をすべて見直し対象にして行つていただきたいとの要請がございました。総理からは、政府機能の見直しの第一弾にふさわしい本格的な独法改革の指示があつたところであります。大変重い課題であり、全力を尽くしてやつてまいりたいと考えております。

日本年金機構が天下りの対象でないとお尋ねがございました。日本年金機構も、非営利法人の一つとして今回の法案では規制の対象になっております。機構の役員は公務員ではないため、そこから先の再就職については、非公営型型の独立行政法人等と同様に、今回の国家公務員法改正案による再就職規制は適用されません。

民にできる業務は官から民に移し、非公営員化していくことが基本であります。天下り規制の対象にするがために公務員のまま残すなどという議論は、全く本末転倒であると考えます。

また、あわせて、機構の外部委託契約を競争入札等透明性の高い方法を用いることにより、不明朗な再就職の土壌が生じないようにできると考えております。

以上、真摯に答弁したつもりでございますが、さらに足りないものについては委員会の審議にゆだねたいと思ひます。(拍手)

○馬淵澄夫君 細野議員からは、計五問、質問をいただきましたが、三問については私から、残余の質問については担当法案提出者から答弁させていただきます。

まず最初に、民主党案の再就職を制限する期間や再就職先の規制対象の拡充について質問をいた

だきました。

現行規制下においても、防衛施設庁や道路公団の談合事件など、天下りに起因する悪質な事件は後を絶たず、天下りが政官業の癒着、談合等の温床となり、税金の無駄遣いにつながっている状況は一向に改善が見られません。

このような状況のもと、政府提出のいわゆる天下りバンク法案のように事前規制を撤廃して行為規制のみに頼れば、天下りバンクによつておてんとうさまの下で堂々と天下りのあつせんが行われ、そして官民の癒着が現在よりも深刻になることは火を見るよりも明らかであります。事前規制を撤廃して、天下りバンク内にて世間の批判をかゝつたため他省庁の所管法人に天下る、いわゆるたすきがけ天下りを可能とする政府案は論外であり、事前規制を強化する民主党案こそが今求められている天下り根絶の処方せんでもあります。

現行の二年の事前規制も抜け道が多く、その実効性には疑問が残ります。さらに、先日、現行のこの規制に違反する事実が判明いたしました。金融庁の元局長が、国家公務員法上必要な人事院の承認を受けることなく、株式会社証券保管振替機構の取締役に就任していたのであります。言語道断であり、現行規制のざる法ぶりを示すものでもあります。

そのような観点から、民主党案では、行為規制の導入にあわせ、事前規制についても離職後二年の規制を五年間へと延長することにより、官民癒着の阻止により実効性を持たせることとしました。まず五年間再就職できないとすることで、相当の影響を排除することができると思われます。

また、現行規制では、特殊法人や公益法人等への天下りについては事前規制さえ行われていないために、中央省庁から特殊法人、公益法人等に一度天下つて、その後営利企業に天下りをする、いわゆる迂回天下りが横行しています。これについては、ほかならぬ渡辺行革担当大臣御自身が、内閣府での四月三日の記者会見において次のように述べられております。「天下りの実態として、いきなり民間企業、営利企業に行く割合というのは一割そこそこなんですね。一三、四割ぐらいでしょうか。したがって、非営利法人、公益法人、認可法人、最近ほとんどありませんが特殊法人、政府系金融機関、非公営型独立行政法人、こういったものを除いてしまつたら、九割近くが規制対象でなくなつてしまふということでもあります」と語つておられるんです。

大臣御自身が九割が規制対象でなくなつてしまふと認めた政府案に対し、民主党案では、規制の対象となる天下り先を営利企業以外に拡大することにより、天下りの根絶を目指します。すなわち、事前規制を撤廃して、天下りバンクでたすきがけ天下りのあつせんまで行う政府案と、事前規制を強化し、加えて行為規制もしっかりと行つていく民主党案では、どちらがより天下りを根絶し、税金の無駄遣いを絶つことができるか、その実効性を持つ案であるかは、だれの目から見ても明らかであります。

次に、民主党案では早期勸奨退職制度はどのように扱われているのかとの質問をいただきました。

早期勸奨退職制度、いわゆる肩たたきは、国家公務員法で定められたものではなく、あくまで慣

行として行われているものであります。各省の課長、審議官、局長、これらのポストが限られているために、同期の中でポストにつけなかった者は、各省から公益法人や民間企業といった再就職先を用意してもらい、肩たたきされて退職、転職していきます。そして、最後には同期入省組から事務次官一人だけが本省に残るというピラミッド形の人事制度は、世界的にも独特の慣例と人事院が評する特異な制度でもあります。

この肩たたきがあるがために、役所は組織的に再就職先をあつせん、準備することが求められ、また、民間企業は各省庁の権限のもとに天下り官僚を受け入れざるを得ない状況が生まれます。営利を追求する企業は、受け入れ天下り官僚のコストに見合う公共事業の受注や権益を求めます。また、天下りを受け入れる法人においても、運営費交付金の名のもとに、見合いのコスト負担を政府が受け持つことが公然と行われています。

さらに、そのような官業癒着にメスを入れるべく毅然たる指導力を発揮しなければならぬ政治が、これも、関係省庁の省益あるいは政治家みずからの利益のために行動しているという実態と疑惑が再三再四報道されております。まさに、政官業の癒着の温床を生み出す根本原因がこの肩たたきにあると断言できるのです。

したがって、天下りに起因する数々の諸問題の抜本的解決を図るには、この肩たたきの禁止が不可欠であります。民主党では、我々の案では、特定の事由が生じた場合を除き、職員に対し、定年退職日前に退職することを勧奨してはならない旨、法案中に明記いたしました。これにより、公務員は、希望すれば定年まで公務員として勤める

ことができます。

民間では、社長と現場の社員が同期入社で、長年の結果として立場は違えども、何十年も会社のためにともに汗を流してきた、組織のために生きてきたとの誇りを持って仕事をしてきた事例は枚挙にいとまがありません。官の世界だけがこれを認めず、希望すれば定年まで勤めることができるという当たり前の仕組みを実現しようとしません。これは全く与党的外的な制度と言っても過言ではありません。

肩たたきの禁止に伴って職員の在職期間が長期化することが想定されますが、これに対応するためには、ライン職をベースにした従来の人事管理に加えて、長年培ってきた知識、経験、スキル、こうしたものを専門職として活用できるようにする複線型の人事管理制度を導入することが必要です。そのため、法案の附則第二条において、職員の多様な知識及び経験を長期にわたり活用する人事制度を導入するために必要な措置を講ずる旨、明記をしたところであります。

肩たたきがなくなると組織の活性化が維持できないなどとするのは、組織みずから自己変革のマネジメントを放棄しているのに等しいものではありません。国民の理解を到底得るものではありません。

一方、政府案は、こうした問題の本質には触れずに、根本原因である肩たたきを前提とした極めていびつな制度の上に、屋上屋を重ねて天下りバンクを創設するものであります。政府案は、肩たたきによって新陳代謝を高めて組織の活性化を図るなどという何の合理性も持たない理由で、法的に定められなかった慣行である肩たたきを温存さ

せるものであり、かつ、肩たたきをしてやめさせるにもかかわらず、まだ働き盛りの退職職員を路頭に迷わせてはならないなどと、本末転倒、民間からすれば見当違いも甚だしい理由を持ち出して、天下りバンクを公につくるものであります。みずからの人生はみずから開く、自己決定をしていく、この当たり前の人生観すら持ち合わせることでなくなってしまうようなひ弱な官僚を生み出す制度、政府は、このような制度を改革の柱と掲げることに何のためらいもないんでしょうか。

結局は、天下りバンク構想は、安倍政権が勢いよく掲げた天下り禁止を、官僚や族議員に抵抗され、骨抜きにされたと国民から見限られてもいたし方ないものであります。

最後に、独立行政法人や特殊法人からの天下りに対する規制について質問をいただきました。

現行法では、非公務員型の独立行政法人や特殊法人の役員が営利企業や公益法人等に天下ることを規制する法律は存在しません。政府案でも、この点については手当てしていません。例えば、現在、国会で民営化に向けた法案が審議されている日本政策投資銀行においても、関連する営利企業や公益法人等への再就職が多数見られます。独立行政法人や特殊法人から営利企業や公益法人等への天下りを背景として、随意契約などの税金の無駄遣いが行われていることから、非公務員型の独立行政法人や特殊法人の役員に対して、現行の国家公務員と同様の天下り規制を課することが必要であります。

さもなければ、独立行政法人や特殊法人のもとに連なるファミリー企業や独立行政法人化によつ

て離れの地下室となって監視の目の届かないところで行われている税金の無駄遣いを食いとめることはできません。

また、中央官庁から特殊法人や公益法人等に一度天下り、一定期間過ぎた後に営利企業に天下りをするいわゆる迂回天下りについても、独立行政法人や特殊法人の役員が営利企業や公益法人等に天下ることを規制しないと言わざるを得ません。

いずれの疑問にも、民主党案は、明確にその目的と理念によつて問題の本質を明らかにし、解決を図るものであります。

生活を支えていくのが政治、そのために国民の税金を一元たりとも無駄遣いはさせないとの気概を持って法案、制度の策定を行っていかなければなりません。国会の不断の監視が必要であります。ごまかしなき天下りの根絶こそ、国民の生活を最優先させる対策であるということを申し述べ、賢明なる議員諸氏の御賛同を心からお願いする次第であります。

以上であります。(拍手)

(武正公一君登壇)

○武正公一君 細野議員から、二問、御質問をいただきました。

四月下旬、帝国データバンク意識調査結果が発表されました。この政府案が成立して、では、官製談合はなくなるのか、こういうような質問に対して、全国二万社に対する調査、答えたのは九千強の会社であります。五、四〇％の経営者が、政府のこのいわゆる天下りバンク法案が可決しても官

製談合はなくならない、このように言い切っております。あわせて、六七％は、運用に懸念、人材バンクに権益があるから、かえって民間に任せた方がよい、このように言っているところであります。まさに政府・与党案は筋が悪い法案と言わざるを得ないのでございます。

国民は、なぜ公務員だけ再就職に税金を使った天下りバンクが必要なのか、不思議でならないわけでございます。ハローワークを使えばいいじゃないか、民間の職業紹介業があるじゃないか、なぜ公務員だけこの天下り人材バンクをつくる必要があるんだろう、これが率直な国民各位の疑問だというふうに言わざるを得ないのでございます。

筋が悪いということであれば、もう一つ付言をすれば、ふるさと納税ということも最近言われておりますが、これも税制の抜本的な考えから外れておりまして、やはり寄附税制というものを改めればよい。こういったことは、やはり六月、住民税が約二倍に大幅に上がることから目をそらすために政府・与党は出しているのかなとあえて付言をさせていただくところでございます。

さて、まず一問目、なぜ地方公務員を対象にしたかでございますが、天下りは地方自治体にもあります。官製談合もあります。そういった意味では、今回、民主党の三本の法案と一緒に地方公務員法改正案を提出したところでございます。国家公務員の規制に準じて、離職後五年間は、離職前五年間に在職していた機関と密接な関係にある営利企業に天下ることを原則禁止するものであります。人事委員会や公平委員会がそのチェック役になるという仕組みでございます。

特に、昨年、三県で知事の逮捕が相次ぎまし

た。そして、それを受けて、全国知事会がプロジェクトチームをつくりました。公共調達に関するプロジェクトチームでございます。そして、そこでやはり地方公務員法の改正など、立法化を全国知事会も要請をしたものを受けて今回提出をしたところでございます。

さて、二つ目の質問でございます。独立行政法人でございます。

先ほど渡辺大臣は、独法も対象だと胸を張りまして、百一ある独立行政法人のうち、政府案の対象としているのはわずか八つでございます。九十三は対象外でございます。今、百一の独立行政法人のうち、九十三は非国家公務員型の非特定独立行政法人になっておりまして、政府案の対象外になっているのでございます。ここが、政府案の抜け穴たるゆえんがあると言わざるを得ないのでございます。

さて、今その独立行政法人、民主党の予備的調査で、衆議院の調査局から調べた結果をもとに、その詳細をお伝えさせていただきませんが、役員の約八割は天下りでございます。そして、役員の役職数の二倍、兼職をしております。そのうち三割は有給であります。ある独立行政法人の理事長は、五十九の兼職をしております、そのうち九が有給であります。そして、独立行政法人百一のトップ、八割は天下りであります。チェックをしなければならぬ監事の半数は、これも天下りであります。

ということで、そもそも独立行政法人とは、国がやらなければならないけれども民間の知恵を使う、こういったことで制度設計されたはずであります。そのトップに八割も天下りしては、なか

民間の知恵が使えない。だからこそ、民主党は、その独立行政法人のトップ、長こそ公募をすべきと考えたのでございます。

あわせて、独立行政法人の、地方だけではなくて、監事やあるいは評価委員、これに多くの天下りの公務員が再就職をしている。あるいは、独立行政法人の内外のチェック役である監事、評価委員におさまっていることに加えて、評価委員が政府の審議会の委員も兼ねている。そうしたことを

兼職できないように、天下り公務員が就任できないようにしたものもこの民主党の独立行政法人通則法改正案の骨子の一つでございます。

さらに、現役常勤出向者は、昨年の四千二百二十四人に比べ、四千八百八十八人とふえております。政府案は、係長職以下の現役出向者が出向先で就職の働きかけを行うことを認めております。抜け穴があるんです。平均二、三年で戻ることの出向も見直しが必要としたのは、ここにその理由がございします。

前内閣、現内閣と、閣僚からはこうした答弁が続きます。いや、そういった人材がいらないんだ、あるいは、給料が安くてなかなか手はないんだ、こういうふうに言いますが、それは、いないんじゃないかと、探していないのであります。官僚OBしかそうした適格者はいないというの、政府・与党のおごりであり、全国には、それぞれの地域にはすばらしい人材がいる、その人材を広く求める、これがやはり民主党の考えであり、政府・与党との際立った違いだと皆様に御指摘をさせていただきます。

さて、先ほど渡辺大臣、経済財政諮問会議で民間議員の独法見直し提案を受け、総理もその指示

をしたと言いましたが、閣僚はそういう本音をあちらこちらで言っています、民間には人材がいらない、給料が安いから手がない。その現内閣で、果たして独立行政法人の見直し、廃止及び民営化ができるんでしょうか。できないと言わざるを得ないのでございます。

前内閣は、公務員削減を掲げ、五年間で八十四万人の公務員が三十三万人に減ったと胸を張っております。五十万人減ったと胸を張りました。しかし、その内訳は何でしょうか。二十六万人は郵政職員であり、十二万人は国立大学職員であり、同じく十二万人は独立行政法人であります。

この二十六万人の郵政職員の給与が税金から払われていることは、皆様御承知のとおりであります。さらにまた、国立大学、そして今回の独立行政法人も、非国家公務員化といっても、その給与は運営費交付金、すなわち原資は税金であります。これが、この五年間の見せかけの改革の実態でございます。あわせて、この運営費交付金等、三兆五千二百億円が投じられておりますが、これも前年度よりふえているのでございます。

人件費について、評価委員会年報を挙げれば、平成十七年度は、ラスパイレズ指数が一〇七・五、十六年度は一〇七・一。改善どころか、独立行政法人の人件費は高くなっている。一向に改革は進んでいない。このことをもって、日本年金機構、これは民間人といいますが、政府・与党案では、チェックが働かなくなりますので、給与が上がっていく可能性が大いに指摘されるのでございます。

さて、民主党は、独立行政法人などの特殊法人を廃止、民営化、そして国でやるべきものは国で

とうたつております。官から民へとうたいながら、見せかけの改革ではなくて、国がやるべきことはしっかりやる。しかし、国でやる必要のないものは廃止をする、民営化をする。しかし、そこはしっかりと法律のチェックを天下り規制について働かせる、これが民主党の法案の骨子でございます。

重ねて申し上げます。

百一の独立行政法人のうち、政府・与党案が対象としているのはわずか八つであつて、九十三は対象外。人材は官僚でなければ人にあらずというような政府・与党案に対して、民主党は、人材は幅広く民間に求める、衆知を集める、これが民主党の骨子であることを申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君） 細野豪志君から再質疑の申し出がありますから、これを許します。細野豪志君。

〔細野豪志君登壇〕

○細野豪志君 総理に対して、二問、再質問をさせていただきます。渡辺大臣に対して、二問、再質問いたします。

まずは、天下りの定義の問題であります。

政府案が天下りを根絶するものであるという答弁を聞いて、私はびっくりいたしました。公務員の再就職のあっせんを公的にすることを、我々は天下りと称しております。なぜ政府案が天下りを根絶するというふうに言い切れるのか、そのことについての御答弁をお願いします。

二点目は、政府の基本認識に基づいて、なぜ天下りバンクが必要なのか、このことについての御

答弁をお願いいたします。

押しつけ的なあっせんをやめるんだという話がございました。押しつけ的な天下り、押しつけ的なあっせんというのは、これは受け取る側の認識であります。これまで政府は、各省庁の天下りについて、押しつけ的なものはなかったと言つてきたけれども、政府は、今は認めるようになってまいりました。これは受け取る側の認識で、それこそ、各省庁がやっているものがより押しつけ的なのか、内閣府がやるものがより押しつけ的なのか、これは受け取る側の問題であります。ハローワークでやった方が押しつけ的色彩は弱いのではないかと、そして、民間でやった方がはるかに押しつけ的な色彩は弱いのではないかと思ひますが、なぜあえて人材バンクでやろうとするのか、これが問題であります。

そして、もう一つ、総理は、小さな政府、効率的な政府とおっしゃいました。渡辺大臣は、すべて有識者会議でということ逃げられました。五千人の天下りをあっせんするんですから、相当の規模になることが予想されます。小さな政府、効率的な政府というならば、なぜ新人材バンクという新しい組織をつくるのか、この面からも、私は総理の答弁は矛盾をしているというふうに思ひます。

なぜ、小さな政府をつくり、押しつけ的なあっせんをやめるために人材バンクをつくるのか、総理に明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

渡辺大臣に、二点、わたりについてお伺ひいたします。

わたりについて、渡辺大臣は、非常に大きな声で答弁をされましたけれども、答え自体は濁され

ました。

私が聞いたのは、官民人材交流の枠組みの中で、二度目以降のあっせんもする可能性があるんですか、ないですかということを聞いたんです。このことについての御答弁がありません。

強調しておきますが、二度目以降のわたりのあっせんは、これはどう考えても認め得るものではありません。この部分がないと答弁をしていただかなければ、この天下りそのものの根本的な問題が解決するとは到底思えませんので、明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

そして、調査結果、この再調査を私は求めたわけでございますが、そのことについて確認をさせていただきます。

四月十三日に出た調査結果に対して、渡辺大臣は当初、信じがたい数字だという認識を示されました。認識を変えられたのでしょうか。

大臣、先ほど私が伺つたのは、仮に新人材バンクでわたりのあっせんをしないとしても、それぞれの省庁でわたりのあっせんが隠然と続くものではないですかというのを申し上げたんです。これまでやってきたことと同じことがやられる可能性はあるんだとすれば、これまでの部分もきちつと認めていただかなければならない、その趣旨で申し上げます。

最後に一言申し上げます。

公務員制度改革も先延ばし、新人材バンクのあり方も先延ばし……

○議長（河野洋平君） 細野君、申し合わせの時間が過ぎました。結論を簡単にまとめてください。

○細野豪志君（続） これまでいろいろな改革を見えてまいりましたが、今回の改革の骨抜き度合いは

これは群を抜いております。このことを、これらの質疑を通じて、徹底して私どもは、私どもの考え方に基づいて対決していくことを宣言して、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 細野議員から質問をいただいたのは本会議の始まる二時間少し前でありましたが、しかしながら、私としては、なるべく無駄な答弁はしないように、そして丁寧に答えたいつもりであります。再質問がございまして、もう既にお答えをしているとおりでございますが、天下り、いわゆる天下り問題を根絶する、これが私たちの法案でございます。

公務員といえども職業選択の自由があるわけがあります。天下りが引き起こしてきた問題を根絶する、これは今まで答弁してきたとおりでございます。具体的には、各省庁による再就職あっせんを禁止し、官民人材交流センターに一元化するほか、離職後の再就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により、退職管理の適正化を図ることとしております。これらの措置により天下り問題は根絶できるものと考えております。そして、新人材バンクと筋肉質の政府との関係についてお尋ねがございました。

公務員制度を改革し、そして天下り問題を根絶するためにこのいわゆる官民人材交流センターを創設したわけでありまして、それが同時に、公務員の五・七％の純減を私たちは約束しているわけでありまして、そしてまた私たちは、総人件費を抑制する、このお約束をしているわけでありまして、民主党案ではできない、私はこのように思ひます。

以上であります。(拍手)

(國務大臣渡辺喜美君登壇)

○國務大臣 渡辺喜美君 細野議員にお答えをいたします。

細野議員は、あたかも我々が焼け太り法案を出すなどというところでもない思い違いをしておられます。我々は、今総理がおっしゃったように、天下りを根絶する法案を出そうとしているのであります。

今、天下りというのは、人事の一環としてそれぞれの省庁が押しつけ的に、国民の側から見ると、人事の一環というのは押しつけのように見えるてしまふんです。ですから、そういうやり方を全面的に禁止して、そして中立的な機関である再就職支援の官民人材交流センターに一元化をしようというものであります。

その人材センターの予算や規模等については、まさに先ほどもお答え申し上げましたように、有識者懇談会の意見を踏まえて詳細な制度設計を行うと申し上げているではありませんか。

また、わたりあつせんについての御質問でございました。先ほども申し上げましたように、各省庁のあつせんは全面的に禁止をされるわけでありますから、当然、二回目、三回目のあつせんも、これは禁止になるわけです。

人材交流センターにおいてはどうか。先ほども申し上げましたように、二回目、三回目の再就職というのは離職後長期間にわたっているの、同センターは基本的にはあつせんは行わないと申し上げたではありませんか。

わたりあつせんの調査において、三年間で十六件という数字は少な過ぎるではないかとお尋ね

てございました。私もそう思います。これは、確認されたものが十六件しかない、こういう答えでございます。

いずれにしても、わたりあつせんを含めて、各府省等による再就職あつせんを全面的に禁止するわけありますから、天下りは根絶されるということでございます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(横路孝弘君) 石井啓一君。

(石井啓一君登壇)

○石井啓一君 公明党の石井啓一です。

私は、たたいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案について、自由民主党並びに公明党を代表して質問をいたします。(拍手)

今回の法律案の閣議決定に当たっては、同時に、「公務員制度改革について」の政府・与党合意文書が閣議決定をされました。この中では、今回の改正案以外に、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について検討を進め、公務員制度の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ法案を立案し、提出するとされております。

公務員制度は国の中枢の制度であり、その改革は総合的、整合的でなければなりません。改革の全体像を早急に明らかにし、その一環としての今回の法案でなければなりません。また、制度の全体像がきちんと固められてこそ、公務員の将来に対する不安感の除去や、優秀な人材の確保が可能になります。

基本方針を盛り込んだ法案を次期通常国会に向

けて立案し、提出すると閣議決定で示されておりますが、確実にそれがなされるように総理の御決意を確認いたします。

また、基本方針を盛り込んだ法案は、いわゆるプログラム法になると認識しておりますが、プログラムに盛り込まれる具体的な制度改革の施行時期は、官民人材交流センターに再就職支援が一元化される時期、すなわち、センターの設置から三年後には可能な限り施行されるべきと考えます。総理の御見解を伺います。

あわせて、報道の論調の中には、参議院選挙を前にして世論受けをねらった官僚たきとして、公務員制度全体の改革の中で先行して天下り規制を行ったのではないかと失礼な批判もあります。ぜひ国民の前に総理の真意を御説明いただきたいと思ひます。

また、天下りの背景には、官僚の人事が、入省年次による年功序列制で、キャリア組では課長クラスまでは横並びで昇進しますが、五十歳前後から、幹部ポストにつけなかった者が順次早期勸奨退職でやめていくという人事システムがあります。その際、在職中に退職後の心配をせずに公平中立に職務に専念できるように、再就職先を役所があつせんしてきたものです。

早期勸奨退職を原則廃止し、ラインの幹部ポストにつけなくとも、専門スタッフとして定年まで働き続けることができるようにすれば、天下りをしなくて済みます。また、事務次官級で六十二歳、他は六十歳の定年年齢を、年金受給開始年齢の引き上げ等をにらみながら引き上げること、天下りを少なくするために有効です。天下り問題を抜本的に解決するためには、天下りをしなくて済

む人事システムへの改革が不可欠と考えますが、総理の御認識を伺います。

さらに、採用時に、各省での採用から内閣での一括採用に変えることが縦割意識の変革につながると考えます。公務員制度全体の改革の一環として、内閣一括採用を検討してはどうかと考えますが、総理の御見解を伺います。

次に、再就職に関する規制の改正についてお尋ねします。

今回の改正案では、各府省が再就職あつせんを行うことを禁止し、内閣府に設置する官民人材交流センターが一元的に再就職の援助を行うこととされておりますが、センターは天下りの温床にすぎない、オール・ジャパンの天下り紹介センターなどの批判もあります。

私どもとしては、天下り問題に対する国民の批判を払拭するためには、総理がおっしゃったように、予算や権限を背景とした押しつけ的な天下りは根絶しなければならぬ、そのためには、内閣において適正な再就職ルールを設定し、再就職を一元的に管理し、チェックする仕組みを構築することが大事であると考えてまいりました。そうした観点から、今回の改正案は、再就職のあつせん規制の対象が営利企業のみならずすべての非営利法人が対象とされたことも含め、大きな前進と考えます。

そこで、総理にお伺いします。官民人材交流センターに対する批判に明確にこたえるために、いわゆる天下りのあつせんと適正な再就職の支援は異なることを説明していただきたいと存じます。

また、総理は、機能する人材バンクとの発言をされたと同っておりますが、大変重要な視点で

す。官民人材交流センターにおける人と仕事のマッチングは、決して容易なものではありません。一体どれだけの人員で何人の再就職支援を行えるのか、難しい問題です。今回の改革案の中でも、センターが円滑に機能するのか、懸念されております。

そこで、官房長官に伺います。

官民人材交流センターの制度設計については、官房長官のもとに置く有識者懇談会の意見を踏まえ、内閣において検討することとされており、センターに関する懸念を払拭するためにも、早急に検討を進め、その具体的な姿を明らかにすべきです。また、効率性は無視できませんが、センターが十分円滑に機能することを最優先に検討すべきと考えます。見解を伺います。

また、先ほど指摘しましたように、天下りをしなくて済む人事システムを構築すれば、官民人材交流センターの再就職支援業務自体を少なくすることができ、この点からも、公務員制度改革の全体像を早急に取りまとめ、それと整合させてセンターの制度設計を検討しなければならぬと考えます。官房長官の見解を伺います。

次に、事後規制への転換と暫定期間について伺います。

現行制度においては、一般職国家公務員が営利企業へ再就職する場合は、離職後二年間は、その離職前五年間に在職していた国の機関と密接な関係にある営利企業へ就職してはならないとの規制があります。

今回の改正案では、この事前規制のルールを廃止し、罰則付きの行為規制を設け、あわせて監視体制の整備を図ることとされており、私ど

も公明党の強い主張もあり、官民人材交流センターへの一元化の時点まで事前承認制度を暫定的に設けることとされました。現行の事前規制が廃止されると、密接な関係にある営利企業へ直ちに再就職するケースも想定されることから、新たに設けられる行為規制の実効性が確認をされ、また、センターのもとで再就職支援が一元化されるまでは現行の事前規制が必要と考えたところであります。

そこで、公務員制度改革担当大臣に伺います。なぜ事前規制から事後規制に転換するのか、また、暫定的な事前承認制度はどが所管をするのか、お答えください。

次に、能力・実績主義の導入についてお尋ねします。

今回の改正案では、職員の採用試験の種類や年次にとらわれず、新たな人事評価制度の導入により能力本位の任用制度を確立することとされております。

改正案では、公布の日から二年以内に能力・実績主義による人事管理が導入されることになっておりますが、現状の職制段階は省庁によって実に多様であり、職制上の段階の標準的な官職を定め、統一的に活用できる標準職務遂行能力を設定することは簡単ではありません。しかし、公務員の能力を十分に生かすためには、かたくなな年功序列制を打破することは大きな意義があり、難しいながらもぜひ実現していただきたいと思っております。

こうした観点から、公務員制度改革担当大臣に伺います。能力・実績主義については、これまでの公務員制度改革の経緯から、平成十七年十月か

ら新たな人事評価制度の試行が行われておりますが、こうした成果が今回の改正案にどのように整理、活用されていくのか。また、能力・実績主義による人事管理を導入するのに二年間の準備期間で十分なのか、見解を伺います。

最後に、労働基本権問題についてお尋ねします。

公務員の労働基本権問題については、行政改革推進本部専門調査会において、佐々木座長のもとで議論が進められており、先般、議論の整理が行われました。その内容は、労働基本権を含む公務員の労使関係の問題については改革の方向で見直すべきとして、今後、基本権を付与した場合の具体的な仕組みや諸課題についてシミュレーションを行い、議論を行うとしております。

私も公明党も、新たな能力・実績主義の人事管理が導入されようとしている今、公務の世界もグローバルスタンダード、すなわち労使協議が基本本との思いを強くしているところでありますが、総理の御所見を伺います。

終わりに、公務員制度改革について、これまでの改革の取り組みの経過を考えると、まことに困難な作業になると思いますが、一歩でも二歩でも着実に前進させ、国民の信頼を回復することが急務であると申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 石井啓一議員にお答えをいたします。

基本方針を盛り込んだ法案についてのお尋ねがありました。

公務員制度改革については、第一歩として、能

力・実績主義や再就職規制を内容とする法案を提出しており、まずは本法案を成立させることが重要と考えております。さらに、本改革は人事管理制度全体に変革をもたらしていくものであり、パッケージとして改革を進めていくことが必要であります。

このため、公務員制度の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ法案を次期通常国会に提出いたします。また、この立案に向けて、私のもとに有識者から成る検討の場を設け、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について、総合的、整合的な検討を進めてまいります。

具体的な制度改革は、この法案に盛り込まれる基本方針を受け具体化されるものであり、施行時期を含め今後検討してまいります。今回の法律案についての私の真意についてお尋ねがありました。

公務員制度改革は、公務の世界に国益を真に追求する優秀な人材が集まり、公務員が誇りを持って仕事に邁進をし、責任を果たせる仕組みをつくることともに、公務員の能力を多様に生かせる仕組みをつくることが重要と考えております。

その第一弾が今回の法律案であり、二十一世紀にふさわしい行政システム構築の突破口として、実現できる改革から実現させ、加えて、全体パッケージとしての公務員制度改革の議論を進めることとしております。

いわゆる天下りにかかわる人事システムへの改革についてのお尋ねがありました。

今回の法案では、再就職規制や能力・実績主義を盛り込み、天下り問題を抜本的に解決すること

としております。御指摘の専門スタッフ職の早期導入や定年延長などについて、パッケージとして取り込む必要があると認識をしております。専門スタッフ職については、既に昨年十月に閣議決定して、人事院に検討を依頼しているところであります。

こうした点を含め、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について、有識者から成る検討の場を設け、総合的、整合的な検討を進めてまいります。

内閣一括採用の検討についてのお尋ねがありました。

公務員制度改革は、能力・実績主義や再就職規制にとどまるのではなく、行政組織の職員の採用、能力開発、昇進、退職等の相互に関連した人事管理制度全体に変革をもたらすものであり、パッケージとして改革を進めていくことが必要であります。

このため、私のもとに有識者から成る公務員制度に関する検討の場を設けることとしております。御指摘の内閣一括採用など、採用のあり方は重要な課題であり、いずれにいたしましても、公務員の人事制度全般の課題について総合的、整合的な検討を進めてまいります。

いわゆる天下りのあつせんと適正な再就職の支援についてのお尋ねがありました。

今回の法案では、いわゆる天下り、すなわち予算や権限を背景とする押しつけ的なあつせんを根絶するため、人事の一環として行われる各府省等によるあつせんを一定期間後に全面禁止し、官民人材交流センターに一元化することとしております。官民人材交流センターは、個人の能力や経験

を生かした再就職を適正な条件のもと支援を行うものであり、このような官民の人材移動はむしろ望ましいと考えております。

このために、官民人材交流センターは、内閣府に設置され、各府省等からの中立性を徹底されていること、センター職員は出身府省職員の再就職あつせんを行わないこととしており、府省等の人事当局と企業等の直接交渉も禁止すること、そしてまた、あつせんによる就職実績の公表も含め、業務の透明性を確保するとともに、外部監視機関による厳格な事後チェックを行うこととしていることなどを原則とし、その行う支援はいわゆる天下りとは異なるものであります。

公務員の労働基本権についてのお尋ねがありました。

公務員の労働基本権を含む労使関係のあり方については、御指摘のとおり、専門調査会において精力的に検討されております。

政府としては、公務における労使間の協議の重要性を認識し、公務員の労働基本権のあり方について、専門調査会の審議を踏まえ検討することとしており、専門調査会において引き続き精力的な御議論をいただき、できるだけ早期に結論をいただきたいと考えております。

労働基本権を含む公務員の労使関係の問題についても、改革の方向で見直すべきものと考えております。

残余の質問につきまして、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣塩崎恭久君 石井議員にお答えいたします。

まず、官民人材交流センターの制度設計についてのお尋ねがございました。

御指摘のとおり、官民人材交流センターについては、職員の再就職支援機能を十分果たすことができるものとなるが大変重要であると認識をしております。このような認識に立つて、今後、私のもとに置かれる有識者懇談会の意見を踏まえて、早急に具体的な制度設計をしつかり検討してまいります。

次に、公務員制度改革の全体像と官民人材交流センターの制度設計についてのお尋ねがございました。

「公務員制度改革について」、これは平成十九年四月二十四日閣議決定でございますが、そこにおいて、総理のもとに有識者から成る公務員制度に関する検討の場を設け、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について総合的、整合的な検討を進めることとされました。

官民人材交流センターの制度設計につきまして、公務員制度の総合的な改革の検討状況を勘案しつつ、私のもとに置く有識者懇談会の意見を踏まえ、鋭意検討してまいりたいと思っております。以上でございます。(拍手)

(国務大臣渡辺喜美君登壇)

○国務大臣渡辺喜美君 事前承認制度についてのお尋ねでございます。

政府としては、官民の関連な交流により、専門能力、民間の世界に対する深い理解に基づいた行政の展開が求められるとともに、公務員が再就職等のさまざまな機会にその能力を積極的に生かせる仕組みとすることが重要と考えております。

今般の改正では、各府省等の行う再就職のあつせんを禁止するとともに、民間に就職した職員の働きかけ等についても規制をするなど、事前から事後を通じた、罰則を含めた厳しい行為規制を導入いたしました。また、外部監視機関による厳格な監視体制を構築することといたしております。

これらの措置を実施することにより、公務の公正性に対する信頼の確保という事前承認制度の担保していた保護法益は十分担保可能であり、事前承認制度を残す必要はないと考えております。

また、暫定的な事前承認制度は内閣により行われるものであり、その事務処理は内閣官房が行うものと考えております。

次に、新たな人事評価制度の試行の成果の活用及び準備期間についてのお尋ねでございます。

新たに導入することとしている人事評価制度は、能力・実績主義の人事管理を徹底するための基礎となるものであります。現在、評価項目、評価基準の検証等、人事評価に係る検討課題を実証的に確認し、今後の検討の参考資料を得ること等を目的として、人事評価の試行が実施されております。

今後、さらに対象範囲を拡大して試行等を行い、試行により得られる実証的知見を踏まえ、実効性ある人事評価制度の構築に取り組むとともに、職制上の段階の標準的な官職と標準職務遂行能力を定めるなど、公布の日から起算して二年以内とされている施行日までに、新制度の導入に向けてしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

官 報 (号 外)

○副議長 横路孝弘君 吉井英勝君。

(吉井英勝君登壇)

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、国家公務員法等の一部改正案について総理に質問いたします。(拍手)

第一に、天下り規制の問題です。

国、地方を問わず官製談合が統廃し、談合と天下りが密接不可分の関係にあることが改めて明らかになっています。今、官業癒着を防止するため必要な改革は、現行の離職後二年間、国の機関と密接な関係にある営利企業への天下り規制について、規制期間を五年間に延長し、規制対象を公益法人や特殊法人などに拡大するなど、抜本的強化に取り組むことではありませんか。

法案の最大の問題は、現行の不十分な天下り規制を全廃していることです。総理、これは天下りを原則禁止から原則自由に百八十度変えることではありませんか。

また、内閣のもとで一元的に天下りをあつせんする官民人材交流センターは、各省庁の予算と権限を背景にした押しつけの天下りをなくすためとしていますが、関係省庁が関与できる仕組みがつかられています。規制を取り払い、窓口を一元化し、その上関係省庁が関与できる。これでは、官民人材交流センターというのは野放しの天下り推進センターになるのではありませんか。総理の答弁を求めます。

天下り問題の背景にあるのが、一種採用者のいわゆるキャリア官僚の超スピード昇進を維持する、五十歳前後からの勸奨退職です。退職の勸奨をきつぱりやめて、職員が定年まで働けるようにすべきではありませんか。答弁を求めます。

第二は、財界の求める官民人材流動化策についてです。

経済財政諮問会議の民間四議員は、公務員制度についても労働ビッグバンと整合的な改革が必要と述べ、官民人事の流動化を要求し、国家公務員の再就職を、天下りではなく、その能力や技術を生かした通常の転職とすべきであると主張しています。総理、本法案は、こうした官民人材流動策の一環ではありませんか。

公務員は、全体の奉仕者として、公正性、中立性、安定性が求められています。人材流動化によって、民間から利潤追求で効率のみを優先する意識と制度が持ち込まれれば、国民全体の奉仕者という性格は弱まり、公務がゆがめられるのではありませんか。答弁を求めます。

第三に、能力・実績主義の導入についてです。能力・実績主義の人事管理は、既に民間企業で破綻が明らかになっています。一九九三年、他社に先駆けて成果主義を導入した家電メーカーでは、社員が評価を恐れてチャレンジしなくなつた、地味な仕事がおろそかになりトラブルがふえたことなどによって会社の業績が落ち込み、成果主義は事実上崩壊しています。公務の職場に成果主義を持ち込む誤りは、民間企業のノルマ主義が導入されたもとで起きた社会保険庁の保険料不正免除事件でも明らかであります。

公務の仕事は、採算や効率だけでははかれません。客観的な評価基準の設定を初め、実際の評価も極めて困難であります。本法によって恣意的な人事管理が横行するのではありませんか。答弁を求めます。

最後に、労働基本権問題です。

公務員制度を改革するとしながら、公務員労働者の労働基本権回復については何ら言及していません。労働基本権は憲法で保障された権利であり、公務員制度の民主的改革のかなめです。ILO Oからも、国際労働基準への適合として、繰り返し求められてきている緊急な課題であります。また、労働基本権制約の代償機関とされている人事院の権限も縮小されるばかりとなっているのは問題です。総理は、公務員労働者の労働基本権回復を速やかに行うべきであります。明確な答弁を求めます。

公務員制度改革というなら、天下りをきつぱり禁止し、特権的キャリア優遇の廃止、労働基本権の確立など、公務員が国民全体の奉仕者として誇りと責任感を持って働けるようにする民主的改革こそ行うべきであります。このことを指摘して、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 吉井議員にお答えをいたします。

事前承認制度についてお尋ねがありました。今般の改正は、押しつけ的なあつせんを根絶するため、各府省等による再就職あつせんを全面的に禁止することとしております。これに加え、民間に就職した職員の出身省庁への働きかけ等も規制することにより、いわゆる天下り規制を抜本的に強化するものであります。

また、政府としては、公務の中立性、公正性を確保しつつ、官と民との垣根を低くすることが望ましいことであると考えており、官民の人材の関連な交流を損なうこととなる事前承認制度の抜本的強化には賛同できないところであります。

現行規制の廃止は天下り原則自由化になるのではないかとお尋ねがありました。

先ほども述べましたように、今般の改正においては、各府省等による再就職あつせんを全面的に禁止し、新たに設置する官民人材交流センターに一元化することとしております。また、民間に就職した職員の出身省庁への働きかけ等も規制しており、これらの措置には、不正行為に対して刑罰を導入するとともに、外部監視機関による厳格な監視体制も構築することとしております。このため、これまでの事前承認制度以上に厳しい規制となっており、御指摘は当たりません。

官民人材交流センターについてお尋ねがありました。

官民人材交流センターの行うあつせんについては、制度改革の進行とともに、各府省等の人事の再就職支援に重点を移していくこと、センターを内閣府に置き、各府省等からの中立性を徹底すること、センター職員は出身府省職員の再就職あつせんを行わないこととし、府省等の人事当局と企業等の直接交渉も禁止すること、あつせんによる就職実績の公表も含め、業務の透明性を確保するとともに、外部監視機関による厳格な事後チェックを行うこと等を原則としており、これらに従った制度とすることにより、適正な再就職支援を行うものであります。

このとおり、官民人材交流センターは天下りを根絶するための組織であり、天下り推進センターとの批判は全く当たらないものと考えております。早期退職慣行の是正についてお尋ねがありました。

早期退職償行の是正については、職員が定年まで働くことも可能な人事制度の構築に向け、公務で培った知識経験を専門スタッフ職として活用するなど、職員の能力、適性に応じた複線型人事管理を実現することが重要であると考えております。このため、既に昨年十月に閣議決定をし、人事院に対して、専門スタッフ職俸給表の新設についてその具体化を進めるよう要請をしております。

こうした点を含め、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について、有識者から成る検討の場を設け、総合的、整合的な検討を進めてまいります。

本法案は官民人材流動策の一環ではないかとお尋ねがありました。

官から民、民から官への出入りが自由となり、例えば民間で得た知識を官で生かせるようになることが、新たな時代にふさわしい公務員像と考えております。また、押しつけ的でない、能力を評価された結果としての官から民の人材移動はむしろ望ましいことと考えております。

他方、公務の公正の確保について十分に担保する必要があると考えており、本法案では、再就職後の元職員の働きかけ等に対する罰則付きの厳しい規制や、第三者機関による厳格な監視を導入することとしております。また、再就職の支援を行う官民人材交流センターは内閣府に設置して、各府省等からの中立性を徹底することとしています。

人材流動化によって公務がゆがめられるのではないかとお尋ねがありました。

世界のグローバル化の中で、時代の変化に迅速

的確に対応した効率的な行政を進めていくため、官と民が互いの知識経験を生かせるよう、官民の人事交流を抜本的に拡大していく必要があると考えています。

特に、無駄のない筋肉質の政府を実現していく上では、公務の特性を踏まえつつ、民間の効率的、機動的な手法や意識を適切に取り入れ、行政の能率的運営を推進していくことが重要であります。公務の中立性、公正性等の確保を図りつつ、官民の人事交流を積極的に進めてまいります。

能力・実績主義の人事管理についてお尋ねがありました。

民間企業においては、種々工夫しながら人事管理の見直しに取り組んでいるものと認識しております。また、社会保険庁の保険料不正免除事件に関しては、明確な目標を設定して、これを達成するために組織を挙げて努力することは当然であり、能力・実績主義が不適正な事務処理につながったとの指摘は当たらないと考えております。

今回の法案では、能力本位の任用制度の確立に必要となる昇任または転任の判断基準を明確化するため、課長補佐、課長等の職制上の段階の標準的な官職に必要な標準職務遂行能力を明らかにすることを盛り込んでおります。

また、人事管理の基礎となる新たな人事評価については、現在、政府において、評価基準の検証等、評価に係る検討課題を実証的に確認するための試行を重ねております。これにより得られる知見も踏まえ、実効性のある人事評価制度の構築に取り組んでまいります。

これらにより、能力、実績に基づく人事管理が適切に行われるものと考えております。

国家公務員法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する菅野哲雄君の質疑

労働基本権の付与についてお尋ねがありました。

公務員の労働基本権を含む労使関係のあり方については、行政改革推進本部専門調査会において精力的に検討が行われております。政府としては、専門調査会の審議を踏まえ、引き続き公務員の労働基本権のあり方について検討することとしており、できるだけ早期に結論をいただきたいと考えております。

労働基本権を含む公務員の労使関係の問題についても、改革の方向で見直すべきものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○副議長(橋路孝弘君) 菅野哲雄君。

○菅野哲雄君 菅野哲雄君です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、国家公務員法等の一部を改正する法律案につきまして、安倍総理並びに渡辺担当大臣に質問いたします。(拍手)

安倍内閣は、公務員制度改革を戦後レジームからの脱却に向けた中核の一つと位置づけ、美しい国をつくる担い手づくりだと強調しています。しかし、私には、公務労働に市場競争原理を全面的に導入し、国民全体の奉仕者である公務員を、財界、国家のための官吏にしようとしているのではないかと思えてなりません。

そこで、総理にお伺いいたします。

戦後レジームからの脱却だとして、戦後憲法下で確立された全体の奉仕者という公務員の位置づけや民主的公務員制度まで変えるおつもりなのか、そのことについて中立公正が保たれるのか、

でしょうか。また、どのような公務員像を目指しているのでしょうか。端的にお答えください。

今回の法案では、職階制を廃止し、能力・実績主義を導入しようとしています。国家公務員法では科学的、合理的公務員制度を築く職階制が定められていますが、現在の官庁の組織、人事システムは明らかにこれとは異なっています。渡辺大臣、職階制が実現されてこなかったのはなぜなのでしょう。また、職階制すら実現できないで能力・実績主義が機能するのでしょうか。

能力・実績主義の導入に際しては、だれがどう評価するのか、評価の客観性、公正性はどうか担保されるかが問われることとなります。しかし、法案では、具体的な評価システム等の整備は先送りされています。しかも、人事評価の権限を、人事院ではなく内閣総理大臣に与えています。そうであるならば、最低限、労使協議制度の確立が不可欠ではないですか。渡辺大臣の明快な答弁を求めます。

天下り規制について伺います。

法案は、勸奨退職を継続するのか否か、専門スタッフ職の創設や定年延長などの措置をどうしていくのかといった根本的な問題を先送りし、人事院による事前規制を撤廃しようとしています。

これでは、天下り規制どころか、新人材バンクを通じて天下りにお墨つきを与えることにほかなりません。暫定的に事前承認制を残すといつても、承認するのは内閣となっています。地方公務員法改正案については人事委員会の関与を検討しながら、国公法改正案では人事院が排除されています。なぜ第三者機関である人事院を排除するのか、そのことについて中立公正が保たれるのか、

大変疑問です。渡辺大臣、いかがでしょうか。

天下りの背景には、採用時から特権化されているキャリア制度があります。キャリア官僚が事務次官候補を除いて定年前にやめていく早期退職慣行をどう改めるのでしょうか。大臣、法的根拠もないまま慣習化され、公務員不祥事の温床ともなっているキャリア制度についてどう考えなのでしょうか。率直にお答えください。

労働基本権問題について、渡辺大臣はかねがね、基本権の制限は正常ではないと述べ、専門調査会では、団結権、団体交渉権に加えて協約締結権、争議権を付与する方向で議論されることを期待しているなどと発言しています。そこで、労働基本権付与について、大臣の認識を改めて明確にしたいのだと思いますが。

また、この点につきましては、総理の考えと御決意も明確にしたいだと思えます。政府案は、キャリア制度や縦割り行政の弊害の見直しをわきに置いて、労働基本権問題にも手をつけていません。参議院選挙を控えた政治的な思惑だけが透けて見えます。ILO勧告を満たした労働基本権の確立と、民主的で透明な公務員制度改革の実現を強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 菅野議員にお答えをいたします。

公務員制度改革における公務員の位置づけ及び目指すべき公務員像についてお尋ねがありました。

今般の公務員制度改革では、公務員が誇りを持って仕事に邁進し、責任を果たせる仕組みをつ

くるとともに、公務員の能力を多様に生かせる仕組みをつくるのが重要と考えております。したがって、公務員制度改革は、公務員の国民全体の奉仕者であるという現在の位置づけを変えるものではありません。

また、今回の公務員制度改革では、将来の公務員像として、国民と国家の繁栄のために、高い気概、使命感及び倫理観を持ち、すぐれた企画立案能力、管理能力等を有する、二十一世紀にふさわしい公務員像の実現を目指すものであります。公務員の労働基本権についてお尋ねがありました。

公務員の労働基本権を含む労使関係のあり方につきましては、行政改革推進本部専門調査会において精力的な検討が行われております。政府としては、公務員の労働基本権について、専門調査会の審議を踏まえ検討することとしており、専門調査会において引き続き精力的な御議論をいただき、できるだけ早期に結論をいただきたいと考えております。

労働基本権を含む公務員の労使関係の問題についても、改革の方向で見直すべきものと考えております。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣渡辺喜美君登壇〕

○国務大臣(渡辺喜美君) 職階制が実現されてこなかった理由及び能力・実績主義が機能するか否かについてのお尋ねでございます。

職階制とは、すべての官職を職種、職級に格付けて分類し、これに基づき人事管理を行う制度であり、昭和二十二年の国家公務員法制定時に米

流の人事制度に倣って法律上位置づけられたものであります。しかしながら、集団で職務遂行することに重きを置く我が国の人事風土と適合しないなどの理由により、六十年近くはわたり実施されてこなかったものと承知いたしております。

今回の改正においては、職階制の問題点も踏まえ、職階制のように官職分類を行うことはせず、係員、係長、課長補佐、課長等の職制上の段階の標準的な官職に必要な標準職務遂行能力を明らかにした上で、これを職員の昇進等の判断の基礎とすることとしております。これに基づき、年功序列を打破し、能力・実績主義の人事管理を徹底していきたいと考えております。

次に、人事評価との関係で労使協議制度についてお尋ねがありました。

今回の改正においては、現行の勤務成績の評定にかえ、新たな人事評価制度を導入することとしております。この新たな人事評価については、第一に、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であると明確に定義をしております。第二に、公正に行われなければならない旨、法律上明記しているところであります。

公務部門における労使関係のあり方については、今後さらに、行政改革推進本部に設置しております専門調査会において検討することが必要と考えておりますが、いずれにしても、人事評価制度の設計については職員団体とも十分話し合っており、まいりたいと考えております。

事前承認制度についてのお尋ねでございます。政府としては、官民の関連な交流により、専門

能力、民間の世界に対する深い理解に基づいた行政の展開が求められるとともに、公務員が再就職等のさまざまな機会にその能力を積極的に生かせる仕組みとすることが重要と考えております。

今般の改正では、各府省等の行う再就職のあつせんを禁止するとともに、民間に就職した職員の働きかけ等についても規制するなど、事前から事後を通じて、罰則を含めた厳しい行為規制を導入するとともに、外部監視機関による厳格な監視体制を構築することとしております。これらの措置を実施することにより、公務の公正中立性及びそれらに対する信頼の確保という事前承認制度の担保していた保護法益は十分担保可能であり、事前承認制度を残す必要はないと考えております。

また、今般の改正において、職員の再就職については、行政の適正な遂行に最終的な責任を有するとともに、公務員の人事管理についても最終的な責任を有する内閣において一元的に管理することが望ましいと考えており、このため、暫定的な事前承認制度の主体を内閣とするものであります。その際、公務の公正性の確保のための基準に適合すると認める場合でなければ内閣は承認をしてはならないとしており、中立公正は保たれるものと考えております。

早期退職慣行とキャリア制度についてお尋ねがありました。

今回の改正では、採用試験の種類や年次によらず、能力と実績に応じた人事を行うこととしており、国家公務員採用一種試験合格者だからという理由で、人事評価がよくないにもかかわらず同期横並びで昇進させるような人事管理は否定されます。一方、優秀な人材については、キャリア、ノ

ンキャリアを問わず、若いころから政策の企画立案等を担う機会を与えられることとなります。

その点で、二つの区分は意味をなさなくなると考えます。年功序列を打破し、後輩が先に昇進して上司になるといったことも出てまいります。また、昨年十月、「公務員の給与改定に関する取扱

いについて」において、専門スタッフ職俸給表の新設につき検討を進めるよう、人事院に要請をしております。これらの措置により、お尋ねのような、いずれはキャリア官僚が事務次官候補を残して退職するといった慣行はなくなっていくものと考えております。

なお、スタッフ職制の導入、定年の延長などを含む採用から退職までの人事制度全般の課題については、先般閣議決定された「公務員制度改革について」において、総理のもとに有識者から成る公務員制度に関する検討の場において検討を進めることとされており、今後、パッケージとしての改革として、総合的、整合的な検討を行うことにいたしております。

最後に、労働基本権の付与に関してお尋ねがありました。

労働基本権を含む労使関係のあり方については、行革推進本部専門調査会において「議論の整理」が取りまとめられたところであります。「議論の整理」においては、労働基本権を含む公務員の労使関係の問題について、改革の方向で見直すべきであるとしています。

先ほど来総理から答弁がありましたとおり、政府としては、専門調査会の審議を踏まえ、引き続き公務員の労働基本権のあり方について検討する

平成十九年五月十五日 衆議院会議録第三十号

ことといたしております。私からは、専門調査会

において、協約締結権、争議権を一定の範囲で付与する方向で検討し、秋ごろ、十月ぐらいを目途に最終的な結論を出していた、いただきたい旨、申し上げております。

以上であります。(拍手)

○副議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	安倍	晋三君
経済産業大臣	山本	有二君
時代理		
国務大臣	塩崎	恭久君
国務大臣	渡辺	喜美君
出席内閣官房副長官及び副大臣		
内閣官房副長官	下村	博文君
内閣府副大臣	林	芳正君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

種苗法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律

一、昨十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本国憲法の改正手続に関する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成十八年度森林及び林業の動向」に関する報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「平成十九年度森林及び林業施策」についての文書

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

内閣委員

嘉数 知賢君	宇野 治君
木原 誠二君	新井 悦二君
谷本 龍哉君	萩生田光一君
土井 亨君	松本 洋平君
林田 彪君	茂木 敏充君
松浪 健太君	新藤 義孝君
村上誠一郎君	丹羽 秀樹君

市村浩一郎君

小川 淳也君

小宮山洋子君

佐々木隆博君

横光 克彦君

宇野 治君

岩國 哲人君

岡本 充功君

近藤 洋介君

細野 豪志君

三日月大造君

安次富 修君

新井 悦二君

新藤 義孝君

丹羽 秀樹君

萩生田光一君

松本 洋平君

茂木 敏充君

石田 真敏君

木挽 司君

萩原 誠司君

渡部 篤君

安住 淳君

吉井 英勝君

遠藤 宣彦君

近藤三津枝君

長島 忠美君

広津 素子君

松本 剛明君

佐々木憲昭君

三日月大造君

細野 豪志君

近藤 洋介君

岡本 充功君

岩國 哲人君

安次富 修君

横光 克彦君

佐々木隆博君

小宮山洋子君

小川 淳也君

市村浩一郎君

嘉数 知賢君

木原 誠二君

松浪 健太君

村上誠一郎君

谷本 龍哉君

土井 亨君

林田 彪君

遠藤 宣彦君

近藤三津枝君

長島 忠美君

広津 素子君

松本 剛明君

佐々木憲昭君

石田 真敏君

木挽 司君

萩原 誠司君

渡部 篤君

安住 淳君

吉井 英勝君

総務委員

辞任

補欠

国家公務員法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する菅野哲雄君の質疑 議長の報告

官 報 (号 外)

法務委員		環境委員		教育再生に関する特別委員		公聴会開会承認	
辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	一、公聴会を開こうとする議案	坂井 学君
稲田 朋美君	馬渡 龍治君	田村 謙治君	石川 知裕君	山井 和則君	長島 昭久君	学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	清水鴻一郎君
近江屋信広君	小野 次郎君	安次富 修君	細野 豪志君	長島 忠美君	北村 茂男君	学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	松本 洋平君
柳本 卓治君	中森ふくよ君	井上 信治君	野田 毅君	長島 昭久君	山井 和則君	学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	大塚 拓君
河村たかし君	寺田 学君	杉田 元司君	谷川 弥一君	教育再生に関する特別委員	山井 和則君	学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	伴野 豊君
神崎 武法君	谷口 隆義君	御法川信英君	近藤三津枝君	辞任	補欠	(公聴会開会承認)	田村 謙治君
小野 次郎君	牧原 秀樹君	吉野 正芳君	吉川 貴盛君	猪口 邦子君	平口 洋君	一、教育再生に関する特別委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十一日これを承認した。	笠 浩史君
中森ふくよ君	柳本 卓治君	石川 知裕君	山本 明彦君	北神 圭朗君	猪口 邦子君	公聴会開会承認要求書	武正 公一君
馬渡 龍治君	稲田 朋美君	補欠	補欠	馬渡 龍治君	森本 哲生君	学校教育法等の一部を改正する議案	阿部 知子君
牧原 秀樹君	近江屋信広君	德田 毅君	富岡 勉君	森本 哲生君	北神 圭朗君	学校教育法等の一部を改正する議案	辻元 清美君
寺田 学君	河村たかし君	泉 健太君	川内 博史君	大塚 拓君	清水鴻一郎君	学校教育法等の一部を改正する議案	
谷口 隆義君	神崎 武法君	亀井 静香君	糸川 正晃君	中森ふくよ君	松本 洋平君	学校教育法等の一部を改正する議案	
外務委員	補欠	富岡 勉君	德田 毅君	宮澤 洋一君	小野寺五典君	学校教育法等の一部を改正する議案	
辞任	安次富 修君	川内 博史君	泉 健太君	武正 公一君	笠 浩史君	学校教育法等の一部を改正する議案	
猪口 邦子君	細野 豪志君	糸川 正晃君	亀井 静香君	伴野 豊君	田村 謙治君	学校教育法等の一部を改正する議案	
笠 浩史君	猪口 邦子君	津村 啓介君	津村 啓介君	山井 和則君	山口 壮君	学校教育法等の一部を改正する議案	
安次富 修君	笠 浩史君	長浜 博行君	長浜 博行君	阿部 知子君	辻元 清美君	学校教育法等の一部を改正する議案	
細野 豪志君	補欠	津村 啓介君	長浜 博行君	藤野真紀子君	山内 康一君	学校教育法等の一部を改正する議案	
厚生労働委員	補欠	一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	山内 康一君	中森ふくよ君	学校教育法等の一部を改正する議案	
辞任	安井潤一郎君	経済産業委員	経済産業委員	笹木 竜三君	宮澤 洋一君	学校教育法等の一部を改正する議案	
戸井田とおる君	安井潤一郎君	辞任	補欠	小野寺五典君	宮澤 洋一君	学校教育法等の一部を改正する議案	
柚木 道義君	長妻 昭君	補欠	武正 公一君	大塚 拓君	福岡 資麿君	学校教育法等の一部を改正する議案	
安井潤一郎君	戸井田とおる君	補欠	補欠	清水鴻一郎君	坂井 学君	学校教育法等の一部を改正する議案	
長妻 昭君	柚木 道義君	補欠	補欠	中森ふくよ君	土井 真樹君	学校教育法等の一部を改正する議案	
経済産業委員	補欠	(特別委員辞任及び補欠選任)	一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	松本 洋平君	藤野真紀子君	学校教育法等の一部を改正する議案	
辞任	近藤三津枝君	一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	宮澤 洋一君	小野寺五典君	学校教育法等の一部を改正する議案	
谷川 弥一君	井上 信治君	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員	北村 茂男君	大塚 拓君	福岡 資麿君	学校教育法等の一部を改正する議案	
野田 毅君	安次富 修君	補欠	長島 忠美君	中森ふくよ君	宮澤 洋一君	学校教育法等の一部を改正する議案	
山本 明彦君	吉野 正芳君	補欠	長島 忠美君	大塚 拓君	福岡 資麿君	学校教育法等の一部を改正する議案	
吉川 貴盛君	御法川信英君	補欠	長島 忠美君	中森ふくよ君	宮澤 洋一君	学校教育法等の一部を改正する議案	
細野 豪志君	田村 謙治君	補欠	長島 忠美君	大塚 拓君	福岡 資麿君	学校教育法等の一部を改正する議案	

例法の一部を改正する法律案(内閣提出)、

日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外五名提出)、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名提出)、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(牧義夫君外二名提出)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出)について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。
平成十九年五月十一日

教育再生に関する特別委員長 保利 耕輔

衆議院議長 河野 洋平殿

(議案提出)

一、去る十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

地理空間情報活用推進基本法案(内閣委員長提出)

(議案受領)

一、去る十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(内閣提出第六八号) 総務委員会 付託

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
地理空間情報活用推進基本法案(内閣委員長提出)

(議案通知)

一、去る十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
種苗法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案
一、昨十四日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
日本国憲法の改正手続に関する法律案

(議案撤回)
一、去る十一日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。
地理空間情報活用推進基本法案(額賀福志郎君外九名提出、第百六十四回国会衆法第三九号)

(議案撤回通知)
一、去る十一日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した
地理空間情報活用推進基本法案(額賀福志郎君外九名提出、第百六十四回国会衆法第三九号)

(質問書提出)
一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
九州・四国等における再造林放棄地の対策に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
エリツイン前大統領の国葬についての内閣官房長官及び外務大臣の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

緑資源機構の林道整備をめぐる入札談合に係る証拠品を東京地検が紛失した件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
下水道整備事業の現況に関する質問主意書(小宮山泰子君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるスクールの弊害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への国旗掲揚に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出天下りの禁止と府省の人材確保、新人材バンク等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出国有林資料の保存に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出エリツイン前ロシア大統領の逝去に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出チェチエン問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア連邦駐劄特命全權大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出オランダ国駐劄特命全權大使の免官の過程における外務省官房審議官の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出主要国首脳会議(G8サミット)の開催地選定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出エリツイン前ロシア大統領の国葬への日本からの出席者に関する質問に対する答弁書

平成十九年五月十五日 衆議院会議録第三十号 議長報告

平成十九年四月二十日提出
質問 第一九三号

外務省におけるスクールの弊害に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省におけるスクールの弊害に関する質問
問主意書

一 外務省に「ロシア・スクール」、「チャイナ・スクール」などと呼ばれる「スクール」があると承知するが、「スクール」の定義如何。

二 外務省に存在する「スクール」の名称を全てあげられたい。

三 外務省として、「スクール」にはどのような弊害があると認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一九三号
平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるスクールの弊害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるスクールの弊害に関する質問に対する答弁書

書

一について
外務省においては、いわゆる一種職員及び専門職員（以下「職員」という。）は、それぞれ特定の言語（以下「研修言語」という。）の研修を命じられ、在外研修に従事することとなっている

が、一般に、同じ研修言語を研修した職員を総称して、「スクール」と呼ばれることがあると承知している。

二について

御指摘の「スクール」は、外務省の機構上の組織として存在するものではないことから、外務省として、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、外務省においては、平成十九年五月七日現在、中国語、フランス語、ロシア語、英語及びスペイン語のほか三十六の言語が研修言語とされている。

三について

外務省として、職員に対して、それぞれ研修言語の研修を命じ、在外研修に従事させることは、外務省の業務を遂行していく上で必要であると考えており、特段の弊害があるとは認識していない。

平成十九年四月二十三日提出
質問 第一九四号

尖閣諸島への国旗掲揚に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

尖閣諸島への国旗掲揚に関する質問主意書

一 尖閣諸島は我が国が実効支配していると承知するが、確認を求める。

二 尖閣諸島が我が国の実効支配の下にあることをより明確に示すために、尖閣諸島に国旗（日の丸）を掲揚することが適当と思料するが、政府の見解如何。

内閣衆質一六六第一九四号
平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への国旗掲揚に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への国旗掲揚に関する質問に対する答弁書

一及び二について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に我が国はこれを有効に支配しているところであり、これは、同諸島における国旗の掲揚の有無により変わるものではないと認識している。

平成十九年四月二十三日提出
質問 第一九五号

天下りの禁止と府省の人材確保、新入材バンク等に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

提出者 江田 憲司

天下りの禁止と府省の人材確保、新入材バンク等に関する質問主意書

先に提出した、天下りの禁止と府省の人材確保等に関する質問主意書（以下「主意書①」という。）に対する答弁書（以下「答弁書①」という。）及び「官民人材交流センター」（新入材バンク）等に関する質問主意書（以下「主意書②」という。）に対する答弁書（以下「答弁書②」という。）を踏まえ、以下の点につき、確認を含め再度質問する。

一 答弁書①の三において、東京大学法学部卒業者の進路につき示されているが、存在する統計における最も細分化された分類に従い、その進路先又は就職先について、答弁書①にあつた平成十七年度並びに、その十年前（平成七年度）及び二十年前（昭和六十年）の数字について示されたい。

二 答弁書①の五及び六で、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、警察庁につき、自己都合で退職した（自発的に退職した）、いわゆるキャリア官僚第一種公務員試験合格者等の事務官の数を最近五年間につき省庁別に示しているが、その他の府省についても一括して、最近五年間の数を示されたい。

三 二の数について、さらに十年前の五年間、二十年前の五年間の数を、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、警察庁については、同様に省庁別に、その他の府省については一括して示されたい。

四 答弁書①の七において、答弁が困難であるとのことであるが、各府省による再就職のあっせん禁止と新入材バンクへの再就職の一元化は、それ以前と以後で、各府省による必要な人材の確保に何ら影響を与えない（人材確保を図る観点からは中立）と考えてよいか。政府の認識如何。

五 答弁書②では、主意書②の「斡旋した人材が、その再就職先から、さらに転職、再々就職する場合（いわゆる「渡り」も、その支援または斡旋を行うのかとの問いに対し、「官民人材交流センター」は平成十九年四月十三日の「公

務員制度改革に関する政府・与党合意に基づき、『職員の離職に際し行う離職後の就職の援助に関すること』を行うこととしていた」とされているが、この「職員の離職」とは、字義上、当然、当該職員が当該府省を離職する場合に限ると理解できるが、念のため確認する。

六 政府の行政改革推進本部事務局の調査結果によると、府省による公務員の「二回目以降の再々就職あつせん」は、〇四〇六年の三年間で十六人とのことだが、この場合の「再々就職あつせん」の定義如何。十六人の内訳は、国土交通、財務両省が各三人、農林水産、経済産業両省と人事院、公正取引委員会が各二人、内閣府、総務省が各一人とのことだが、それぞれについて、再就職先と再々就職先を個別に明らかにしたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第一九五号
平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出天下りの禁止と府省の人材確保、新人材バンク等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出天下りの禁止と府省の人材確保、新人材バンク等に関する質問に対する答弁書

一について

東京大学の資料に基づき計算したところによれば、東京大学法学部を平成十七年度に卒業し

平成十九年五月十五日 衆議院会議録第三十号

議長長の報告

た者の進学先又は就職先については、大学院が二十九・五パーセント、学部が〇・九パーセント、建設業が〇・二パーセント、製造業が三・〇パーセント、電気・ガス・熱供給・水道業が〇・七パーセント、情報通信業が三・二パーセント、運輸業が一・六パーセント、卸売・小売業が一・九パーセント、金融・保険業が九・五パーセント、不動産業が〇・二パーセント、サービス業が四・二パーセント、公務が十三・五パーセント、上記を除く業種が六・九パーセントであり、その他が二十四・八パーセントとなっている。同学部を平成七年度に卒業した者の進学先又は就職先については、大学院が四・〇パーセント、学部が一・〇パーセント、鉱業が〇・一パーセント、建設業が〇・六パーセント、製造業が五・八パーセント、電気・ガス・熱供給・水道業が一・九パーセント、運輸・通信業が六・二パーセント、金融・保険業が十八・三パーセント、不動産業が〇・三パーセント、サービス業が三・一パーセント、公務が二十五・四パーセント、上記を除く業種が六・八パーセントであり、その他が二十六・三パーセントとなっている。また、同学部を昭和六十年に卒業した者については、同大学において学部ごとの調査を行っていないため、お答えできない。

二について

お尋ねの国家公務員採用一種試験合格者、国家公務員採用上級甲種試験合格者等はいわゆる「事務官」として採用された者のうち最近五年間（平成十四年から平成十八年まで）で自己都合で退職した（自発的に退職した）者の数について

は、九十五人である。

三について

お尋ねの国家公務員採用一種試験合格者、国家公務員採用上級甲種試験合格者等はいわゆる「事務官」として採用された者のうち、十年前の五年間（平成四年から平成八年まで）に自己都合で退職した（自発的に退職した）者の数については、警察庁において十人、総務省については旧総務庁、旧郵政省及び旧自治省において二十三人、財務省については旧大蔵省において十三人、文部科学省については旧科学技術庁及び旧文部省において九人、農林水産省において十六人、経済産業省については旧通商産業省において八人、国土交通省については旧北海道開発庁、旧国土庁、旧運輸省及び旧建設省において十八人、その他府省等において七十二人であり、また、二十年間の五年間（昭和五十七年から昭和六十六年まで）に自己都合で退職した（自発的に退職した）者の数については、警察庁において二人、総務省については旧総務庁（旧総務庁発足以前の旧行政管理庁を含む）、旧郵政省及び旧自治省において七人、財務省については旧大蔵省において十二人、文部科学省については旧科学技術庁及び旧文部省において七人、農林水産省において九人、経済産業省については旧通商産業省において四人、国土交通省については旧北海道開発庁、旧国土庁、旧運輸省及び旧建設省において四人、その他府省等において四十人である。

四について

一般に、必要な人材の確保を可能とする要因

には様々な要素があることから、お尋ねについて一概に申し上げることは困難であるが、平成十九年四月二十四日に閣議決定した「公務員制度改革について」に基づく改革の推進により、質の高い人物が公務の世界に入り、能力を高め、誇りを持って職務に専念できるような仕組みを構築してまいりたい。

五について

お尋ねの「職員の離職」とは、人事院規則八十二（職員の任免）第七十一条第三号に規定する「職員が職員としての身分を失うこと」である。

六について

お尋ねの「再々就職のあつせん」とは、平成十九年四月十三日に行政改革推進本部事務局が公表した「二回目以降の再就職のあつせんに関する調査結果」における「二回目以降の再就職のあつせん」を指すものと考えているが、このうち、「再就職のあつせん」とは、企業、団体等からの要請に基づき、職員に当該企業、団体等を再就職先として紹介すること等各府省がその職員の再就職について何らかの関与をすること。若年定年、任期満了等により退職する自衛官の再就職を支援するため無料職業紹介事業を行う法人に対し求職情報を取り次ぐこと等を除く。をいい、「二回目以降」とは、離職後、一度でも独立行政法人等、公益法人、その他の非営利法人、営利法人に再就職した元職員に対して行う再就職のあつせん（一回目の再就職先での勤務時間の長短や再就職が二回目であるか、三回目以降であるかを問わない）をいう。

また、お尋ねの再就職先（元の再就職先法人

官 報 (号 外)

をいう。以下同じ。及び再々就職先(あつせん)による二回目以降の再就職先法人をいう。以下同じ。の内訳については、国土交通省では、再就職先が、株式会社テレサポート、知多橋管理株式会社、広島ガス株式会社、再々就職先が、株式会社エス・エフ・シー、株式会社テクノ中部、JFE物流株式会社、財務省では、再就職先が、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、学校法人山梨学院、再々就職先が、株式会社証券保管振替機構、東葉高速鉄道株式会社、株式会社長谷工コーポレーション、農林水産省では、再就職先が、財団法人農林統計協会、クボタ環境サービス株式会社、再々就職先が、株式会社リコー、地崎商事株式会社、経済産業省では、再就職先が、株式会社損害保険ジャパン、帝人株式会社、再々就職先が、電源開発株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、人事院では、再就職先が、財団法人国際研修協力機構、財団法人港湾空港建設技術サービスセンター、再々就職先が、財団法人港湾空港建設技術サービスセンター、財団法人日本国際教育支援協会、公正取引委員会では、再就職先が、全国飲用牛乳公正取引協議会、化粧品公正取引協議会、再々就職先が、財団法人公正取引協会、鍵盤楽器公正取引協議会、内閣府では、再就職先が、社団法人全国交通安全母の会連合会、再々就職先が、株式会社サンライズ社、総務省では、再就職先が、財団法人郵政互助会、再々就職先が、日本テレコム株式会社となっている。

平成十九年四月二十四日提出
質問 第一九六号

国有林資料の保存に関する質問主意書

提出者 滝 実

国有林資料の保存に関する質問主意書

私は新党日本の議員であるが、衆議院で一人であるので無所属扱いとなっている。このため、予算委員会、決算行政監視委員会に議席を占めることができず、たつた一つの常任委員会に所属するだけである。よつて、質問主意書の形式で政府の姿勢を問うものである。

森林国日本は、国土面積の三分の二を森林が占め、そのうち三〇％、すなわち国土の二〇％が国有林である。したがつて林業不況のなかで国有林の管理をどうしていくのかは日本の大問題である。このため林野庁も国有林の運営管理の改革を進めてきたが、経済効率至上主義の改革を進めたことにより、林野庁の組織を統合縮小し、その結果、出先機関に保管されてきた国有林に関する歴史的資料が散逸する危機にあると言われている。国有林は、旧藩時代の林野を編入したもの、地元民の入会地を編入したもの、地租創設に伴い編入したものなどさまざまな経緯で編入してきたので、林野庁は森林に関するもの以外にもさまざまな資料を引き継いでいる。そこで資料の保存と公開に関して質問する。

一 旧営林局・営林署に保管されている国有林資料については研究機関により断片的に調査利用がされているが、国が網羅的に保存のための調査をすべきではないか。

二 旧営林局・営林署に保管されている資料は林

野に関するものだけでなく、多方面に及ぶものがあると言われている。したがつて、国内の大学・研究機関に呼びかけて公募による調査団を組織して行う必要があるのではないか。

三 資料のなかには当然、土地の境界に関するものがあるので、この扱いかたについて調査する必要があるのではないか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一九六号
平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出国有林資料の保存に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員滝実君提出国有林資料の保存に関する質問に対する答弁書

一及び三について

森林管理局、森林管理署等において保管している資料については、その現状の把握を行いつつ、引き続き適切な保存を図つてまいりたい。具体的には、国有林野の境界に関する資料等の国有林野事業にとつて必要のある資料については、森林管理局、森林管理署等において、行政文書として引き続き適切な保管を行うとともに、その他の資料についても、独立行政法人国立公文書館への移管を含め適切に保存してまいりる考えである。

二について

森林管理局、森林管理署等において保管している資料について、その現状を把握するに当

たつては、必要に応じて専門家の協力を求めつつ、進めていくこととしている。

なお、森林管理局、森林管理署等において保管している資料については、従来から、研究機関等による調査、閲覧等に供しているところである。

平成十九年四月二十四日提出
質問 第一九七号

エリツイン前ロシア大統領の逝去に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

エリツイン前ロシア大統領の逝去に関する質問主意書

一 エリツイン前ロシア大統領はいつ逝去したか。

二 在ロシア連邦日本国大使館は、エリツイン前ロシア大統領の逝去をいつ、どのような手段で知つたか。

三 エリツイン前ロシア大統領の逝去に関する公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。

四 斎藤泰雄ロシア連邦駐節日本国特命全權大使は、エリツイン前ロシア大統領の逝去にともない、どのような行動をとつたか。行動の時系列を明らかにした上で答弁されたい。

五 ソ連崩壊に関連し、エリツイン前ロシア大統領の業績を政府はどう評価するか。

六 チェチェン問題に関連し、エリツイン前ロシア大統領の業績を政府はどう評価するか。

七 北方領土問題に関連し、エリツイン前ロシア

大統領の業績を政府はどう評価するか。
八 シベリア抑留に関連し、エリツイン前ロシア大統領の業績を政府はどう評価するか。
右質問する。

内閣衆質一六六第一九七号
平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出エリツイン前ロシア大統領の逝去に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出エリツイン前ロシア大統領の逝去に関する質問に対する答弁書

一について

ロシア連邦大統領総務局の発表によると、エリツイン・ロシア連邦初代大統領は平成十九年四月二十三日午後三時四十五分(現地時間)に逝去したと承知している。

二及び三について

平成十九年四月二十三日にロシア国内にてエリツイン・ロシア連邦初代大統領の逝去に関するロシア連邦大統領府報道局の発表が現地報道機関によって報じられた。この報道に関する公電は、平成十九年四月二十三日午後十一時四十八分に外務省にて受信した。

四について

御指摘の大使は、エリツイン・ロシア連邦初代大統領の逝去や葬儀に関する情報収集を指揮するとともに、平成十九年四月二十五日にロシア

ア連邦外務省で弔問の記帳を行った後、モスクワ市内にて行われた葬儀に出席し、御遺族に対し直接弔意を伝えた。

五について

エリツイン・ロシア連邦初代大統領は、千九百九十一年にソビエト社会主義共和国連邦が解体した際のロシア共和国の大統領であり、また、ロシア連邦初代大統領として、新生ロシアの改革路線を進める上で多大な努力を払ったと認識している。

六について

我が国としては、チエチエン問題は、基本的にロシア連邦の国内問題と認識しており、ロシア側の適切な対応により、解決されるべきであるとの立場をとっていることから、お尋ねについて、政府として評価することは差し控えた。

七について

エリツイン・ロシア連邦初代大統領は、平成五年十月十三日付けの日露関係に関する東京宣言に署名する等、北方領土問題解決に向けた努力を行ったものと認識している。

八について

いわゆるシベリア抑留に関し、エリツイン・ロシア連邦初代大統領は、平成五年十月の我が国への公式訪問の際、ロシア政府及びロシア国民を代表してこの非人間的な行為について謝罪の意を表明した。エリツイン・ロシア連邦初代大統領のこのような率直な発言は、日露両国民の精神的和解の基礎を築くものとして高く評価されるものと認識している。

平成十九年四月二十四日提出
質問 第一九八号

チエチエン問題に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

チエチエン問題に関する質問主意書

一 チエチエン民族の定義如何。

二 チエチエン語の定義如何。

三 ロシア連邦以外に在住するチエチエン人の人数如何。

四 チエチエン紛争の原因如何。

五 チエチエン紛争はロシア連邦の国内問題と外務省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一九八号
平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出チエチエン問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出チエチエン問題に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

外務省として、チエチエン紛争は、基本的にロシア連邦の国内問題であると認識しているところ、未解決の本件紛争に関し、新たに議論を惹起するおそれのある事項に言及することは適当でないと考える。

四について

お尋ねについては、長い歴史の中で、様々な

要因がかかわっていることから、一概にお答えすることは困難である。

五について

外務省として、チエチエン紛争は、基本的にロシア連邦の国内問題であると認識している。

平成十九年四月二十四日提出
質問 第一九九号

交戦権に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

交戦権に関する質問主意書

一 交戦権の定義如何。

二 現行憲法下では、交戦権はいかなる場合においても、例外なく認められないか。
右質問する。

内閣衆質一六六第一九九号
平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出交戦権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出交戦権に関する質問に対する答弁書

一及び二について

憲法第九条第二項の「交戦権」とは、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であつて、同項において、「国の交戦権は、これを認めない。」と規定している。

平成十九年四月二十四日提出
質問 第二〇〇号
自衛権に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

自衛権に関する質問主意書

一 自衛権の定義如何。

二 自衛権の行使はいかなる場合に認められるか。

三 集団的自衛権の定義如何。

四 現行憲法は集団的自衛権を認めているか。右質問する。

内閣衆質一六六第二〇〇号
平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛権に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府としては、従来から、憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解しており、他方、集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力ををもって阻止することが正当化される権利と解

されており、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

第六十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説において、「時代に合った安全保障のための法的基盤を再構築する必要があると考えます。いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な類型に即し、研究を進めてまいります。」としているところであり、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を開催することとしたところである。

平成十九年四月二十五日提出
質問 第二〇一号

ロシア連邦駐劄特命全權大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア連邦駐劄特命全權大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する再質問主意書

ロシア連邦駐劄特命全權大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する再質問主意書
〔前回答弁書（内閣衆質一六六第一八五号）を踏まえ、追加質問する。〕

一 「前回答弁書」において、齋藤泰雄ロシア連邦駐劄特命全權大使（以下、「齋藤大使」という。）を訪問したモスクワ駐在の日本人記者に対して略歴の提出を求めたのは、「同大使の意思によるものではない」という答弁がなされたが、それは誰の意思によるものか。該当者の官職氏名を明らかにされたい。

二 在ロシア連邦日本国大使館（以下、「大使館」という。）は、「齋藤大使」との会見を求める全ての日本人記者に対して略歴の提出を求めているか。

三 「大使館」が、選択的に特定の記者に対してのみ略歴の提出を求めているならば、そのような差別的扱いをする法令上の根拠を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一六六第二〇一号
平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア連邦駐劄特命全權大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア連邦駐劄特命全權大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する再質問に対する答弁書

一について

モスクワ駐在の日本人記者の在ロシア日本国大使館窓口である同大使館広報文化部として、日本人記者に対して略歴の提出を求めたことはある。

二について

御指摘の大使との会見を求めるすべての日本人記者に対し略歴の提出を求めているわけではない。

三について
一般に、大使への来訪者に対して、来訪者の

関心事項や訪問の背景、目的等をあらかじめ把握するため、事前に、一定の情報の提供を求めること又は情報を交換することは、必要に応じて行っている。一について述べた略歴の提出は、御指摘の大使を着任挨拶のため訪問したモスクワ駐在の日本人記者に対して、このような情報の一環として求めたものである。

平成十九年四月二十五日提出
質問 第二〇二号

オランダ国駐劄特命全權大使の免官の過程における外務省官房審議官の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

オランダ国駐劄特命全權大使の免官の過程における外務省官房審議官の発言に関する質問主意書

一 切腹の定義如何。

二 打ち首の定義如何。

三 外務省の処分に切腹という範疇があるか。

四 外務省の処分に打ち首という範疇があるか。

五 二〇〇二年、外務本省において、飯村豊外務省官房審議官（以下、「飯村審議官」という。）が東郷和彦オランダ国駐劄特命全權大使（以下、「東郷大使」という。）に対して事情聴取を行ったと承知するが、その日時、内容、記録の有無を明らかにされたい。

六 「飯村審議官」による「東郷大使」への事情聴取はどのような目的のために行われたか。

七 「飯村審議官」が「東郷大使」への事情聴取の際に、「あなたは切腹ではなく、打ち首を望むの

です」との趣旨の発言を行った事実があると承知するが、確認を求める。

八 七の「飯村審議官」の発言は、国家公務員として適切か。

九 「あなたは切腹ではなく、打ち首を望むのですね」という発言に対する現時点での外務省の評価如何。

十 「飯村審議官」の現在の官職名を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第二〇二号

平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出オランダ国駐劄特命全權大使の免官の過程における外務省官房審議官の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出オランダ国駐劄特命全權大使の免官の過程における外務省官房審議官の発言に関する質問に対する答弁書

一について

切腹とは、一般に、腹を切って死ぬことを意味するものと承知している。

二について

打首とは、一般に、刑罰として罪人の首を切ることを意味するものと承知している。

三及び四について

お尋ねの範ちゅうはない。

五及び六について

平成十四年三月四日に園部逸夫外務省参与から川口外務大臣(当時)に対して提出された「北方四島住民支援に関する調査結果報告書」を踏まえ、外務省において、人事上の措置を検討するため、関係者からの聴取が行われたが、これらの聴取は、対象者の氏名等を公表しないことを前提として行われたものであることから、外務省としてお尋ねについてお答えすることを差し控えたい。

七から九までについて

外務省として、御指摘の発言が行われた事実はないと承知している。

十について

お尋ねの官職名は、フランス国兼アンドラ国駐劄特命全權大使である。

平成十九年四月二十六日提出
質問 第二〇三号

主要国首脳会議(G8サミット)の開催地選定に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

主要国首脳会議(G8サミット)の開催地選定に関する質問主意書

一 二〇〇七年四月二十六日付毎日新聞朝刊が、

『洞爺湖選定 不透明で不自然』サミット開催地 神奈川知事が不快感』との見出しで、

「神奈川県の松沢成文知事は二十五日の定例会見で政府が〇八年の主要国首脳会議(サミット)の開催地を北海道・洞爺湖地域に決定したことについて、『選定が少し不透明、不自然ではないか』と不快感を示した。

後れて名乗りを上げた洞爺湖を開催地域とした決定過程については、警備や環境を重視した

安倍晋三首相の意向が強く働いたとみられている。松沢知事は、開催地として名乗りを上げていた横浜市などが政府の求めに応じ昨年十一月までに企画書を提出していたと指摘。『官邸サイドがあまり乗り気でなかった地元を促す形で立候補させ、そこにストンと決まってしまうのは、横浜市を応援してきた立場として、ちょっとふに落ちない』と不満を漏らした。」

との内容の記事を掲載していることを政府は承知しているか。

二 主要国首脳会議を主管する省庁と部局の名称、並びに当該部局の責任者の官職氏名を明らかにされたい。

三 「後れて名乗りを上げた洞爺湖を開催地域とした決定過程については、警備や環境を重視した安倍晋三首相の意向が強く働いた」という事実があるか。

四 二〇〇八年の主要国首脳会議(G8サミット)が洞爺湖地域で開催されると決定されるに至った経緯と理由及びどの様な自治体が開催地候補として名乗りを上げたかを時系列的に明らかにされたい。

五 二〇〇八年の主要国首脳会議(G8サミット)の開催地決定に関して、「選定が少し不透明、不自然ではないか」という批判に対する政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六六第二〇三号

平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出主要国首脳会議(G8サミット)の開催地選定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出主要国首脳会議(G8サミット)の開催地選定に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については承知している。

二について

主要国首脳会議(以下「G8サミット」という。)については、外務省経済局が主管しており、同局の長は、小田部陽一経済局長である。

三及び四について

G8サミット開催地の決定については、外務省及び警察庁等から成る政府調査団が、二千八年G8サミット誘致を正式に表明したすべての地方自治体において現地調査を行い、その上で、安倍内閣総理大臣が、「美しい国日本」のイメージに合致すること、二千八年のG8サミットでも環境がテーマとなると思われること、警備体制を組むに当たって地域への影響が少ないこと、北海道には世界に誇れる美しい自然があること、地方から日本のすばらしさを世界に発信すること等を総合的に判断し、行ったものである。

G8サミットの開催地候補として名乗りを上

げた地方自治体は、時系列順に次のとおりである。

- 平成十七年五月 京都府及び大阪府
- 平成十七年十一月 横浜市
- 平成十八年十月 岡山県及び香川県
- 平成十九年三月 北海道

五について

G8サミット開催地の決定の理由及び経緯は三及び四について述べたとおりであり、御指摘は当たらないと考える。

平成十九年四月二十六日提出
質問 第二〇四号

エリツイン前ロシア大統領の国葬への日本からの出席者に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一 エリツイン前ロシア大統領の国葬への日本からの出席者に関する質問主意書

二 エリツイン前大統領の国葬に関する情報を政府はいつ、どのような経路で得たか。

三 エリツイン前大統領の逝去について、政府は二〇〇七年四月二十三日に情報を得ていたと承知するが、確認を求める。

四 二〇〇七年四月二十四日に日本からモスクワに向かう航空便があったか。あったならば、その便の日本出発時刻とモスクワ到着時刻を明らかにされたい。

五 エリツイン前大統領の国葬に、米国、英国、ドイツ、フランス、中国からは誰が出席したか。

六 エリツイン前大統領の国葬に日本からは誰が出席したか。また、当該出席者が決定された経緯について明らかにされたい。

内閣衆質一六六第二〇四号
平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出エリツイン前ロシア大統領の国葬への日本からの出席者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出エリツイン前ロシア大統領の国葬への日本からの出席者に関する質問に対する答弁書

一について

エリツイン・ロシア連邦初代大統領の葬儀は、平成十九年四月二十五日に行われた。

二について

エリツイン・ロシア連邦初代大統領の葬儀の日程等については、平成十九年四月二十四日午前に、ロシア側から外交ルートを通じて連絡があった。

三について

エリツイン・ロシア連邦初代大統領の逝去に関する公電は、平成十九年四月二十三日午後十一時四十八分に外務省にて受信した。

四について

平成十九年四月二十四日に日本からモスクワに向かう直行便は、アエロフロート・ロシア航空のものが一便あった。当該便は、日本時間の午後零時二十七分に出発し、モスクワ時間の同

日午後五時十三分に到着した。

五について

エリツイン・ロシア連邦初代大統領の葬儀には、米国からブッシュ元大統領及びクリントン前大統領が、英国からアンドリュー王子及びメイジャー前首相が、ドイツからケラー大統領が、フランスからドゥーストリブラジール外務大臣が出席したと承知している。なお、中国については、劉古昌ロシア連邦駐留特命全權大使が弔問の記帳を行ったが、葬儀には出席しなかったと承知している。

六について

エリツイン・ロシア連邦初代大統領の葬儀に関しては、政府として本国からしかるべき者を派遣することを検討したが、ロシア側から、葬儀に外国代表団を公式に招待することは予定されていない旨が外交ルートを通じて連絡があったこと、また、東京から出張して葬儀に出席することが物理的に不可能と判断されたこと等から、本国から特使等を派遣せず、齋藤泰雄ロシア連邦駐留特命全權大使を葬儀に出席させることとし、同大使より御遺族に対し直接弔意を伝えた。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第一条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「再処理」を「再処理等を行った」に改める。

第二条第一項中「使用済燃料の再処理後に残存する物を固型化したものを」を「第一種特定放射性廃棄物及び第二種特定放射性廃棄物」に改め、同条第三項第一号中「次号において」を「以下」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 この法律において「使用済燃料」とは、発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質(原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。)をいう。

第二条中第九項を第十五項とし、第八項を第十四項とし、第七項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 この法律において「再処理施設等」とは、原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設(同項第四号に掲げる再処理の方法として使用済燃料の再処理に該当するものを行う旨を記載して同条第一項の指定を受けたものに限り、原子炉等規制法第十三条第二項第二号に規定する加工施設(同項第三号に掲げる加工の方法として特定加工に該当するものを行う旨を記載して同条第一項の許可を受けたものに限り、又は原子炉等規制法第五十二条第二項第七号に規定する使用施

設(同項第二号に掲げる使用の目的及び方法として使用済燃料の再処理又は特定加工に該当するものを行う旨を記載して同条第一項の許可を受けたものに限る。)をいう。

第二条第六項を第十一項とし、第五項を第十項とし、第四項の次に次の五項を加える。

5 この法律において「使用済燃料の再処理等」とは、次に掲げるものをいう。

一 使用済燃料の再処理(使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するため、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。以下同じ。)

二 特定加工(原子炉等規制法第二条第七項に規定する加工のうち、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された核燃料物質の加工をいう。以下同じ。)

三 再処理施設等の解体(使用済燃料の再処理又は特定加工の用に供されたものの解体に限る。以下同じ。)

四 代替取得(発電用原子炉設置者が、その発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の国外における使用済燃料の再処理又は特定加工に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によって汚染される物(以下「被汚染物」という。)に替えて、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を化学的方法により処理することにより当該核燃料物質から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物を国外において固型化した物(当該被汚染物を固型化し、又は容器に封入した場合における当該固型化し、又は容

器に封入した物に比して、その量及び経済産業省令で定める方法により計算したその放射線による環境への影響の程度が大きくないものに限る。)を取得することをいう。以下同じ。)

6 この法律において「分離有用物質」とは、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された核燃料物質その他の有用物質をいう。

7 この法律において「残存物」とは、使用済燃料の再処理に伴い使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物をいう。

8 この法律において「第一種特定放射性廃棄物」とは、次に掲げる物をいう。

一 残存物を固型化した物

二 代替取得により取得した物

9 この法律において「第二種特定放射性廃棄物」とは、使用済燃料の再処理等(第五項第一号から第三号までに掲げるものに限る。)に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によって汚染された物を固型化し、又は容器に封入した物(代替取得に係る被汚染物を固型化し、又は容器に封入した物を除く。)であつて、長期間にわたり環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

第二条に次の一項を加える。

16 この法律において「再処理施設等設置者」とは、再処理施設等を設置し、又は設置している者をいう。

第四条第二項第一号中「再処理」を「再処理等を行った」に改める。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「拠出金」を付し、同条第一項中「その」を「使用済燃料の再処理(その)」に、「の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分業務(第五十六条第一項に規定する)」を「に係るものに限る。」を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物及びその輸入した第一種特定放射性廃棄物(第二条第八項第二号に掲げるものに限る。)の第一種最終処分業務(第五十六条第一項第一号に掲げる)に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の拠出金の額は、当該機構ごとの第一種特定放射性廃棄物の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額に、使用済燃料の再処理(当該発電用原子炉設置者の発電用原子炉の前年一月一日から同年十二月三十一日までの間の運転に伴って生じた使用済燃料に係るものに限る。)を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物及び当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に輸入した第一種特定放射性廃棄物(第二条第八項第二号に掲げるものに限る。)の量乗じて得た額とする。

第十一条第三項中「最終処分業務」を「第一種最終処分業務」に、「特定放射性廃棄物の最終処分業務」を「第一種最終処分業務」に、「特定放射性廃棄物の総量」を「第一種特定放射性廃棄物の総量」に改め、同条第四項中「特定放射性廃棄物」を「第一種特定放射性廃棄物」に改め、同条の次に次の一条を加える。

号に定める第二種特定放射性廃棄物の第二種

最終処分業務(第五十六条第一項第二号に掲げる機構の業務をいう。以下同じ。)に必要な費用に充てるため、毎年、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

一 発電用原子炉設置者 その輸入した第二種特定放射性廃棄物

二 再処理施設等設置者 その行った使用済燃料の再処理又は特定加工に伴い生じ、及びその行った再処理施設等の解体により生ずる第二種特定放射性廃棄物

2 前項の拠出金の額は、当該機構ごとの第二種特定放射性廃棄物の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額に、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める第二種特定放射性廃棄物の量乗じて得た額とする。

一 発電用原子炉設置者 その前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に輸入した第二種特定放射性廃棄物の量

二 再処理施設等設置者 その前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行った使用済燃料の再処理又は特定加工に伴い生じ、及びその前年一月一日から同年十二月三十一日までの間にを行った再処理施設等の解体により生ずる第二種特定放射性廃棄物の量

3 前項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、当該機構ごとに、その承認実施計画に従つて第二種最終処分業務を行うために必要な費用の総額と最終処分を行う第二種特定放射性廃棄物の総量とを基礎として経済産業省令で定める。

4 第二項の第二種特定放射性廃棄物の量の算

定的方式は、経済産業省令で定める。

第十二条第一項中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「その設置している発電用原子炉のすべての運転を廃止した発電用原子炉設置者は、その廃止したを」次の各号に掲げる者は、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 発電用原子炉設置者 その設置している発電用原子炉のすべての運転を廃止した日
 - 二 再処理施設等設置者 その設置している再処理施設等のすべての解体を終了した日
- 第十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところにより、前条第一項の規定により拠出金を納付する機構の名称及び住所を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 発電用原子炉設置者 第二種特定放射性廃棄物の輸入をその年において初めて行つた日
- 二 再処理施設等設置者 再処理施設等設置者となつた日

第十三条第一項中「前条第一項」を「発電用原子炉設置者又は再処理施設等設置者以下「発電用原子炉設置者等」という。」であつて前条第一項又は第二項に、「発電用原子炉設置者」を「もの」に改め、「拠出金」の下に「又は第十一条の二第一項の拠出金」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「発電用原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者等」に改める。

第十四条第一項中「発電用原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者等」に改め、「拠出金」の下に「又は第十一条の二第一項の拠出金」を、「第十二条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項を次のように改める。

- 2 前項の申告書には、第十一条第二項の第一種特定放射性廃棄物又は第十一条の二第二項の第二種特定放射性廃棄物の量及び当該第一種特定放射性廃棄物（第二条第八項第二号に掲げるものに限り。）又は当該第二種特定放射性廃棄物が第二条第一項に規定する特定放射性廃棄物に該当するものであることを証する書類として経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

第十四条第三項から第五項までの規定中「発電用原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者等」に改める。

第十五条第一項中「第十一条第一項の拠出金」の下に「又は第十一条の二第一項の拠出金」を加え、「同項の」を削る。

第十六条中「発電用原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者等」に改め、「同じ。」の下に「又は第十一条の二第一項の拠出金（前条第一項の規定による督促がされたときは、第十一条の二第一項の拠出金及び前条第五項の延滞金。以下この条及び第五十八条第一項において同じ。）」を、「おいて、第十一条第一項の拠出金」の下に「又は第十一条の二第一項の拠出金」を加える。

第十七条中「受託特定放射性廃棄物について行う」を削る。

第二十条中「特定放射性廃棄物の最終処分業務（第五十六条第二項第一号に掲げる業務を含む。）を」第一種最終処分業務及び第二種最終処分業務（以下「最終処分業務」という。）並びに第五十六条第二項第一号に掲げる業務」に改める。

第三十四条中「再処理」を「再処理等を行った」に改める。

第五十六条第一項各号を次のように改める。

- 一 第一種特定放射性廃棄物に係る次の業務
 - イ 概要調査地区等の選定を行うこと。
 - ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。
- ハ 第一種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。

二 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。

ホ 第十一条第一項の拠出金を徴収すること。

ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 第二種特定放射性廃棄物に係る次の業務

- イ 概要調査地区等の選定を行うこと。
- ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

ハ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。

二 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。

ホ 第十一条の二第一項の拠出金を徴収すること。

業務を行うこと。

第五十六条第二項各号を次のように改める。

- 一 最終処分施設において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を固化し、又は容器に封入した物（特定放射性廃棄物を除く。）について最終処分と同一の処分を行うこと。
- 二 前項第一号イから二まで及び第二号イから二まで並びに前号に掲げる業務のために必要な調査を行うこと。

第五十七条中「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項第一号イから二まで及び第二号イから二まで」に改める。

第五十八条第一項中「拠出金」の下に「及び第十一条の二第一項の拠出金」を加える。

第六十二条第一項中「第五十六条第一項第五号」を「第五十六条第一項第一号ホ又は第二号ホ」に、「発電用原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者等」に改め、同条第二項中「発電用原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者等」に改める。

第六十六条中「最終処分業務」を「第一種最終処分業務に係る経理及び第二種最終処分業務」に改める。

第六十七条第一項中「受けて、」の下に「長期借入金又は」を加える。

第七十六条第二項第三号中「発電用原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者等」に改める。

第七十九条第二項中「それぞれ」の下に「第十一条第一項の拠出金に係る最終処分積立金に係る勘定及び第十一条の二第一項の拠出金に係る最終処分積立金に係る」を加える。

第八十四条第一項中「発電用原子炉設置者」を

「発電用原子炉設置者等」に改める。

第八十九条第一号中「第十二条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二号中「掘出金」の下に「又は第十一号の二第一項の掘出金」を加える。

附則第一条第三号中「第五十六条第一項第三号及び第四号」を「第五十六条第一項第一号八及び二並びに第二号八及び二」に、「第二十条に規定する法律」を「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。次条において「改正法」という。）に改める。

附則第二条中「この法律の施行の際」を「改正法第一条の規定による改正前のこの法律（附則第四条において「旧法」という。）第二条第一項に規定する特定放射性廃棄物（附則第四条において「旧特定放射性廃棄物」という。）であつて、この法律の施行の際に、「特定放射性廃棄物」を「もの（附則第四条において「委託旧特定放射性廃棄物」という。）に改める。

附則第四条第一項中「に生ずる特定放射性廃棄物（附則第二条に規定する特定放射性廃棄物）」を「（旧法第二条第四項に規定する使用済燃料の再処理後をいう。）に生ずる旧特定放射性廃棄物（委託旧特定放射性廃棄物）」に、「特定放射性廃棄物の最終処分業務」を「旧特定放射性廃棄物の第一種最終処分業務」に改め、同条第二項中「までの間」の下に「の運転」を加え、「特定放射性廃棄物」を「第一種特定放射性廃棄物及び当該発電用原子炉設置者が前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に輸入した第一種特定放射性廃棄物（第二号第八項第二号に掲げるもの）に

限る。）に、「特定放射性廃棄物（附則第二条に規定する特定放射性廃棄物）」を「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。第一条の規定による改正前のこの法律第二条第一項に規定する特定放射性廃棄物（この法律の施行の際現に発電用原子炉設置者である者がこの法律の施行前に締結した委託契約に基づきその処分を他人に委託しているもの）に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正）
第二条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第四項第二号中「第二条第二項」を「第二条第八項第一号に掲げる第一種特定放射性廃棄物に係る同条第二項」に改める。
附則第三条第一項中「通知する額」の下に「（第五項において準用する同条第五項の変更の通知があつた場合は、その変更後の額）」を加え、同条第三項中「金額」の下に「に相当する金銭（以下「特定金銭」という。）に係るものを除き、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行後に第五項において準用する第三条第五項の変更の通知があつた場合にあつては当該通知があつた日以前に第一項の規定により積み立てられた金額に相当する金銭（特定金銭を除く。）を加え、十五年目の年度を「最終年度（この法律の施行の日の属する

年度から十五年目の年度をいう。以下同じ。）」に改め、「各年度」の下に「改正法の施行後に第五項において準用する同条第五項の変更の通知があつた場合にあつては、当該通知があつた日の属する年度から最終年度までの各年度」を加え、同条第五項中「第三条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「あるのは、」を「あるのはに改め、「おける特定実用発電用原子炉の運転」との下に、「同条第五項中「前項」とあるのは「附則第三条第五項の規定により読み替えて準用する前項」とを加える。
（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）
第三条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第五十一条の二第二項第二号中「廃棄物埋設」を「第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設（以下「廃棄物埋設」という。）に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「政令で定める」を削り、「汚染された物」の下に「であつて前号に規定するもの以外のもの」を加え、「廃棄物埋設」を「第二種廃棄物埋設」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、これらに含まれる政令で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに政令で定める基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分（以下「第一種廃棄物埋設」という。）
第五十一条の二第二項第五号中「廃棄物埋設」を「第二種廃棄物埋設」に改める。
第五十一条の六第一項中「廃棄物埋設施設」の下に「（第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定廃棄物埋設施設を除く。）」を加える。
第五十一条の七第一項中「第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物管理事業者」という。）を「第一種廃棄物埋設事業者（第五十一条の二第一項の規定による第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）又は廃棄物管理事業者（同項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に改め、「により、」の下に「政令で定める第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設以下「特定廃棄物埋設施設」という。）又はをを加え、「この章において」を削り、「特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に、「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に改め、同条第二項及び第四項中「廃棄物管理事業者」を「第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者」に、「特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に改める。
第五十一条の八第一項中「廃棄物管理事業者」を「第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者」に、「特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に改め、同

「特定放射性廃棄物（附則第二条に規定する特定放射性廃棄物）」を「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。第一条の規定による改正前のこの法律第二条第一項に規定する特定放射性廃棄物（この法律の施行の際現に発電用原子炉設置者である者がこの法律の施行前に締結した委託契約に基づきその処分を他人に委託しているもの）に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正）
第二条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第四項第二号中「第二条第二項」を「第二条第八項第一号に掲げる第一種特定放射性廃棄物に係る同条第二項」に改める。
附則第三条第一項中「通知する額」の下に「（第五項において準用する同条第五項の変更の通知があつた場合は、その変更後の額）」を加え、同条第三項中「金額」の下に「に相当する金銭（以下「特定金銭」という。）に係るものを除き、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行後に第五項において準用する第三条第五項の変更の通知があつた場合にあつては当該通知があつた日以前に第一項の規定により積み立てられた金額に相当する金銭（特定金銭を除く。）を加え、十五年目の年度を「最終年度（この法律の施行の日の属する

年度から十五年目の年度をいう。以下同じ。）」に改め、「各年度」の下に「改正法の施行後に第五項において準用する同条第五項の変更の通知があつた場合にあつては、当該通知があつた日の属する年度から最終年度までの各年度」を加え、同条第五項中「第三条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「あるのは、」を「あるのはに改め、「おける特定実用発電用原子炉の運転」との下に、「同条第五項中「前項」とあるのは「附則第三条第五項の規定により読み替えて準用する前項」とを加える。
（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）
第三条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第五十一条の二第二項第二号中「廃棄物埋設」を「第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設（以下「廃棄物埋設」という。）に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「政令で定める」を削り、「汚染された物」の下に「であつて前号に規定するもの以外のもの」を加え、「廃棄物埋設」を「第二種廃棄物埋設」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、これらに含まれる政令で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに政令で定める基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分（以下「第一種廃棄物埋設」という。）
第五十一条の二第二項第五号中「廃棄物埋設」を「第二種廃棄物埋設」に改める。
第五十一条の六第一項中「廃棄物埋設施設」の下に「（第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定廃棄物埋設施設を除く。）」を加える。
第五十一条の七第一項中「第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物管理事業者」という。）を「第一種廃棄物埋設事業者（第五十一条の二第一項の規定による第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）又は廃棄物管理事業者（同項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に改め、「により、」の下に「政令で定める第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設以下「特定廃棄物埋設施設」という。）又はをを加え、「この章において」を削り、「特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に、「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に改め、同条第二項及び第四項中「廃棄物管理事業者」を「第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者」に、「特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に改める。
第五十一条の八第一項中「廃棄物管理事業者」を「第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者」に、「特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に改め、同

物埋設」という。）

第五十一条の二第二項第五号中「廃棄物埋設」を「第二種廃棄物埋設」に改める。
第五十一条の六第一項中「廃棄物埋設施設」の下に「（第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定廃棄物埋設施設を除く。）」を加える。

第五十一条の七第一項中「第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物管理事業者」という。）を「第一種廃棄物埋設事業者（第五十一条の二第一項の規定による第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）又は廃棄物管理事業者（同項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に改め、「により、」の下に「政令で定める第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設以下「特定廃棄物埋設施設」という。）又はをを加え、「この章において」を削り、「特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に、「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に改め、同条第二項及び第四項中「廃棄物管理事業者」を「第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者」に、「特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に改める。
第五十一条の八第一項中「廃棄物管理事業者」を「第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者」に、「特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に改め、同

「特定放射性廃棄物（附則第二条に規定する特定放射性廃棄物）」を「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。第一条の規定による改正前のこの法律第二条第一項に規定する特定放射性廃棄物（この法律の施行の際現に発電用原子炉設置者である者がこの法律の施行前に締結した委託契約に基づきその処分を他人に委託しているもの）に改める。
（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正）
第二条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第四項第二号中「第二条第二項」を「第二条第八項第一号に掲げる第一種特定放射性廃棄物に係る同条第二項」に改める。
附則第三条第一項中「通知する額」の下に「（第五項において準用する同条第五項の変更の通知があつた場合は、その変更後の額）」を加え、同条第三項中「金額」の下に「に相当する金銭（以下「特定金銭」という。）に係るものを除き、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行後に第五項において準用する第三条第五項の変更の通知があつた場合にあつては当該通知があつた日以前に第一項の規定により積み立てられた金額に相当する金銭（特定金銭を除く。）を加え、十五年目の年度を「最終年度（この法律の施行の日の属する

条第二項中「おいては、」の下に「特定廃棄物埋設施設又は」を加える。

第五十一条の九第一項及び第四項中「特定廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に」、「廃棄物管理事業者」を「第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者」に改める。

第五十一条の十第一項中「廃棄物管理事業者」を「第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者」に改め、「により、」の下に「特定廃棄物埋設施設又は」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「第五十一条の二十四の二第一項又は」を、「除く。」の下に「における当該認可を受けた計画に係る施設について」を加え、同条第二項中「その」の下に「特定廃棄物埋設施設又は」を加える。

第五十一条の十四第二項第五号中、「第二項若しくは第五項を」若しくは「第四項に」、「同条第四項を」同条第三項に改め、同項中第二十号を第二十一号とし、第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第五十一条の二十四の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第五十一条の十六第三項中「廃棄物管理事業者は、」を「廃棄事業者は、廃棄物埋設施設又は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「廃棄物埋設事業者を」第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「第二種廃棄物埋設事業者」という。）に改め、

同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第一種廃棄物埋設事業者は、次の事項について、経済産業省令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物埋設施設の保全

二 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備（次条において「附属設備」という。）の操作

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）

第五十一条の十七第一項中「廃棄物管理施設の性能を」特定廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の性能に改め、「保全、」の下に「附属設備若しくは」を加え、「若しくは第二項を」、「第二項若しくは第三項に改め、「移動、」の下に「附属設備又は」を加え、同条第二項中「前条第三項を」前条第四項に、「廃棄物管理事業者を」廃棄事業者に改める。

第五十一条の十八第一項中「廃棄物埋設事業者は、」を「廃棄事業者は、」に改め、「放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置その他の事項を規定した」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五十一条の第十八第六項を」第五十一条の十八第五項に改め、同項を同条第六項とする。

第五十一条の二十三第一項中「廃棄物管理事業者は、第五十一条の十六第三項を」廃棄事業者は、第五十一条の十六第四項に改め、同条第二項中「廃棄物管理事業者を」廃棄事業者に改める。

第五十一条の二十四第一項中「廃棄物管理事業者は、第五十一条の十六第三項を」廃棄事業者は、第五十一条の十六第四項に改め、同条第二項中「廃棄物管理事業者を」廃棄事業者に、「廃棄物管理施設」を「廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（坑道の閉鎖に伴う措置）

第五十一条の二十四の二 第一種廃棄物埋設事業者は、坑道を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該坑道について、坑道の埋戻し及び坑道の閉塞その他の経済産業省令で定める措置（以下「閉鎖措置」という。）に関する計画（以下「閉鎖措置計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 第一種廃棄物埋設事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その講じた閉鎖措置が前項の認可を受けた閉鎖措置計画（次項において準用する第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていることについて、経済産業省令で定める坑道の閉鎖の工程ごとに、経済産業大臣が行う確認を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第七項までの規定

は、第一種廃棄物埋設事業者の閉鎖措置について準用する。この場合において、これらの規定中「廃止措置計画」とあるのは「閉鎖措置計画」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十四の二第一項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十一条の二十四の二第一項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十四の二第二項」と読み替えるものとする。

第五十一条の二十六第一項中「第五十一条の二十四を」第五十一条の二十四の二に改め、同条第四項中「廃棄物管理事業者に係る者を除く」を「第二種廃棄物埋設事業者に係る者を除く」に、「廃棄物管理事業者と」を「廃棄事業者（第二種廃棄物埋設事業者を除く。）と」に改める。

第六十七条の二第三項中「第五十一条の第十八第六項を」第五十一条の十八第五項に改める。

第七十二条第二項中「第五十一条の十六第三項を」第五十一条の十六第四項に改める。

第七十二条の三第一号中「第二項並びに」を削り、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第五十一条の二十四の二第一項及び同条第三項において準用する第十二条の六第三項の規定による閉鎖措置計画及びその変更の認可

第七十五条第一項第三号中「第五十条の五第三項」の下に、「第五十一条の二十四の二第三

項を、「第五十一条の七第一項若しくは第二項の下に、第五十一条の二十四の二第一項」を加え、同項第五号中若しくは第二項の下に「第五十一条の二十四の二第二項」を加える。

第七十八号第二号中「若しくは第二項」を削り、同条第三号中「第五十一条の十八第四項」を「第五十一条の十八第三項」に改め、同条第四号中「第五十一条の十八第七項」を「第五十一条の十八第六項」に改め、同条第五号の四中「第五十条の五第三項」の下に、「第五十一条の二十四の二第三項」を加え、同条第二十一号中「廃棄物管理施設」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設」に改め、同条第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 第五十一条の二十四の二第一項の規定に違反して閉鎖措置を講じた者

第七十九号第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第五十一条の二十四の二第二項の規定による確認を受けないで閉鎖措置を講じた者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の特定放射性廃棄物の最終処分に關

平成十九年五月十五日 衆議院會議録第三十号

する法律(以下「新最終処分法」という。)第二条第十六項に規定する再処理施設等設置者(以下単に「再処理施設等設置者」という。)である者が新最終処分法第十一条の二第一項の規定により最初に納付すべき拠出金に対する新最終処分法第十一条の二第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、新最終処分法第十一条の二第二項第二号中「前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行つた使用済燃料の再処理」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律等の一部を改正する法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の一月一日から施行日の前日までの間に行つた使用済燃料の再処理」と、「前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体」とあるのは「施行日の属する年の一月一日から施行日の前日までの間に行つた再処理施設等の解体」と、新最終処分法第十四条第一項中「毎年三月一日(その年に発電用原子炉設置者等となつた者にあつては、そのなつた日の属する年の翌年の三月一日)までに第十二条第一項又は第二項の規定により」とあるのは「施行日から三月以内に第十二条第二項の規定により」とする。

終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日からその属する年の十二月三十一日までの間に行つた使用済燃料の再処理」と、「前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体」とあるのは「同法の施行の日からその属する年の十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体」とする。

第三条 新最終処分法第十一条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定により毎年納付すべき拠出金のほか、この法律の施行の際現にその再処理施設等(新最終処分法第二条第十項に規定する再処理施設等という。)の運転を開始した日からこの法律の施行の日の属する年の前年の十二月三十一日までの間に行つた使用済燃料の再処理(新最終処分法第二条第五項第一号に規定する使用済燃料の再処理をいう。)又は特定加工(新最終処分法第二条第五項第二号に規定する特定加工をいう。)に伴い生じ、及びその再処理施設等の運転を開始した日からこの法律の施行の日の属する年の前年の十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体(新最終処分法第二条第五項第三号に規定する再処理施設等の解体をいう。)により生ずる第二種特定放射性廃棄物(新最終処分法第二条第九項に規定する第二種特定放射性廃棄物をいう。)がある再処理施設等設置者である者は、当該第二種特定放射性廃棄物に係る新最終処分法第十一条の二第一項に規定する第二種最終処分業務に必要な費用に充てるため、この法律の施行の日の属する年から三十年目に当たる年までの間毎年、一の原子力発電環境整備機構(新最終処分

法第十一条の二第一項の拠出金を併せて納付する再処理施設等設置者にあつては、その納付する原子力発電環境整備機構と同一のもの)に対し、拠出金を納付しなければならない。

2 新最終処分法第十一条の二第二項から第四項まで及び第十二条から第十九条までの規定は、前項の拠出金について準用する。この場合において、新最終処分法第十一条の二第二項中「当該各号に定める第二種特定放射性廃棄物の量」とあるのは「当該各号に定める第二種特定放射性廃棄物の量の三十分の一」と、同項第二号中「前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行つた使用済燃料の再処理」とあるのは「再処理施設等の運転の開始の日から特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律等の一部を改正する法律の施行の日の属する年の前年十二月三十一日までの間に行つた使用済燃料の再処理」と、「前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体」とあるのは「再処理施設等の運転の開始の日から同法の施行の日の属する年の前年十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により最初に納付すべき拠出金に対する前項において準用される新最終処分法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「毎年三月一日(その年に発電用原子炉設置者等となつた者にあつては、そのなつた日の属する年の翌年の三月一日)までに第十二条第一項又は第二項の規定により」とあるのは、「特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律等の一部を

特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

改正する法律の施行の日から三月以内に第十二条第二項の規定により」とする。

第四条 この法律の施行の際現に再処理施設等設置者である者に対する新最終処分法第十二条第二項の規定の適用については、同項第二号中「再処理施設等設置者となつた日」とあるのは、「特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(以下「旧原子炉等規制法」という。)第五十一条の二第一項の規定によりされている廃棄物埋設の事業の許可は、第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(以下「新原子炉等規制法」という。)第五十一条の二第一項の規定によりされた第二種廃棄物埋設の事業の許可とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可についてされている申請は、新原子炉等規制法第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可についてされた申請とみなす。

第七条 附則第五条の規定により新原子炉等規制法の規定による事業の許可とみなされた場合において、この法律の施行前に、旧原子炉等規制法第五十一条の十四第一項又は第二項各号に該当する事実があつたときは、それぞれ新原子炉等規制法第五十一条の十四第一項又は第二項各

号に該当する事実があつたものとみなして、同条第一項又は第二項の規定を適用する。

(処分等の効力)

第八条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に關する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の四の二の項中「第五十六条第一項第一号から第四号まで」を「第五十六条第一項第一号イから二まで又は第二号イから二まで」に改める。

理 由

最終処分の円滑な実施と安全の確保のため、原子力発電環境整備機構の業務に使用済燃料の再処理等に伴い使用済燃料等によつて汚染された物に係る廃棄物の最終処分業務を追加し、その費用に充てるための拠出金の納付を再処理施設等設置者に義務付けるとともに、放射能濃度が一定の基準を超える放射性物質を含む核燃料物質等の埋設の方法による最終的な処分を行おうとする事業者に対して核燃料物質等による災害の防止を図るための措置を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、核燃料サイクルを円滑に進めるために、高レベル放射性廃棄物や核燃料サイクルの一連の工程から発生する深地層中での処分が必要となる長半減期低発熱放射性廃棄物(以下「TRU廃棄物」という。)の最終処分を計画的かつ確実に実施することが必要であることにかんがみ、処分制度の対象廃棄物を追加し、その処分計画の策定、処分費用の確保、及び処分を安全に実施するための規制等について必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律の一部改正
原子力発電環境整備機構が実施する最終処分の対象に、現行法の対象である高レベル放

射性廃棄物に加え、使用済燃料の再処理等の工程で発生するTRU廃棄物のうち深地層中での処分が必要なものと及び海外での再処理に伴い発生したTRU廃棄物と一定の基準に基づき交換して取得する高レベル放射性廃棄物を追加すること。

2 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に關する法律の一部改正
特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律の一部改正による最終処分対象の追加に伴い、発電用原子炉の設置者が過去に行つた発電によつて生じた使用済燃料の再処理等に要する費用に充当するために積み立てるべき金額を変更するための規定を設けること。

3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部改正
(一) 高レベル放射性廃棄物等の深地層中での処分の事業を行おうとする事業者に対し経済産業大臣の許可を受けることを義務付けるとともに、放射性廃棄物を埋設するための坑道の閉鎖の際に計画を定めて認可を受けること等を義務付けること。

(二) 一定量以上のプルトニウム等を取り扱う廃棄物埋設事業者に対し、核物質防護措置等を講ずることを義務付けること。

4 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、高レベル放射性廃棄物等の最終処分

を計画的かつ確実に実施するための措置として
妥当なものとの認め、これを可決すべきものと議
決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

平成十九年五月十一日

経済産業委員長 上田 勇

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法
律等の一部を改正する法律案に対する附
帯決議

我が国のエネルギーの安定供給確保及び地球
温暖化対策に効果的に取組むに当たっては、原
子力発電の着実な推進が不可欠であり、その前
提となる核燃料サイクルの早期の確立が重要な
要件となることにかんがみ、政府は、本法施行
に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ
るべきである。

- 一 核燃料サイクルの円滑な実施には放射性廃
棄物の適切な処分が必要不可欠であること及
び電力供給の最終的責任は国が有することに
かんがみ、関係自治体の協力のもと、国の積
極的な取組みを前提としつつ、高レベル放射
性廃棄物の最終処分地が遅滞無く確実に選定
されるよう、最終処分事業等に関する広報活
動について早急に検討を行うこと。その際、
最終処分地選定に至るスケジュール、手順を
明確にし、処分に関する研究を公開するなど
して広く国民の理解を得るよう努めること。
- 二 安全確保に基づく国民の信頼が原子力政策

遂行の根幹であることにかんがみ、今般明ら
かになった一連の改ざん・隠ぺい等の不正行
為によって損なわれかねない原子力政策に対
する信頼を回復するため、国・事業者は地元
関係者を始めとする国民との間の信頼関係の
構築に努めるとともに、より実効性ある検査
のための制度の見直しなど原子力安全対策に
万全を期すること。

三 原子力発電の安定的な運転及び原子力産業
の発展を確実なものとするともに、我が国
の技術面での国際的な貢献にも資するよう、
核燃料サイクルに関する技術及び使用済燃料
の再処理・放射性廃棄物の処分技術に関し、
原子力発電を推進する先進諸外国と協力し、
より安全な処理処分技術の確立に向けて、十
分な予算の確保に努めるとともに、関係各省
の連携のもと最大限の努力を傾注すること。
併せて、大学等とも連携しつつ継続して人材
の育成・確保に努め、原子力に関する技術・
技能レベルが保持されるよう万全を期するこ
と。

四 現下の国際エネルギー情勢の急速な変化に
かんがみ、平成二十二年における本法の見直
しに当たっては、右の内容を十分踏まえて必
要な措置を講じること。

地理空間情報活用推進基本法案

右の議案を提出する。

平成十九年五月十一日

提出者

内閣委員長 河本 三郎

地理空間情報活用推進基本法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 地理空間情報活用推進基本計画等(第
九条―第十条)
- 第三章 基本的施策
- 第一節 総則(第十一条―第十五条)
- 第二節 地理情報システムに係る施策(第十
六条―第十九条)
- 第三節 衛星測位に係る施策(第二十条・第
二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、現在及び将来の国民が安心
して豊かな生活を営むことができる経済社会を
実現する上で地理空間情報を高度に活用するこ
とを推進することが極めて重要であることにか
んがみ、地理空間情報の活用推進に関する施
策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方
公共団体の責務等を明らかにするとともに、地
理空間情報の活用の推進に関する施策の基本と
なる事項を定めることにより、地理空間情報の
活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に
推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地理空間情報」とは、
第一号の情報又は同号及び第二号の情報からな
る情報をいう。

一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す
情報(当該情報に係る時点に関する情報を含

む。以下「位置情報」という。)

二 前号の情報に関連付けられた情報

2 この法律において「地理情報システム」とは、
地理空間情報の地理的な把握又は分析を可能と
するため、電磁的方式により記録された地理空
間情報を電子計算機を使用して電子地図(電磁
的方式により記録された地図をいう。以下同
じ。)上で一体的に処理する情報システムをい
う。

3 この法律において「基盤地図情報」とは、地理
空間情報のうち、電子地図上における地理空間
情報の位置を定めるための基準となる測量の基
準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画そ
の他の国土交通省令で定めるものの位置情報
(国土交通省令で定める基準に適合するものに
限る。)であつて電磁的方式により記録されたも
のをいう。

4 この法律において「衛星測位」とは、人工衛星
から発射される信号を用いてする位置の決定及
び当該位置に係る時刻に関する情報の取得並び
にこれらに関連付けられた移動の経路等の情報
の取得をいう。

(基本理念)

第三条 地理空間情報の活用の推進は、基盤地図
情報、統計情報、測量に係る画像情報等の地理
空間情報が国民生活の向上及び国民経済の健全
な発展を図るための不可欠な基盤であることに
かんがみ、これらの地理空間情報の電磁的方式
による正確かつ適切な整備及びその提供、地理
情報システム、衛星測位等の技術の利用の推
進、人材の育成、国、地方公共団体等の関係機

関の連携の強化等必要な体制の整備その他の施策を総合的かつ体系的に行うことを旨として行われなければならない。

2 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理情報システムが衛星測位により得られる地理空間情報を活用する上での基盤的な地図を提供し、衛星測位が地理情報システムで用いられる地理空間情報を安定的に提供するという相互に寄与する関係にあること等にかんがみ、地理情報システムに係る施策、衛星測位に係る施策等が相まって地理空間情報を高度に活用することができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

3 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、衛星測位が正確な位置、時刻、移動の経路等に関する情報の提供を通じて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展の基盤となっている現状にかんがみ、信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を確保することを旨として講ぜられなければならない。

4 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、国及び地方公共団体がその事務又は事業の遂行に当たり積極的に取り組んで実施することにより、効果的かつ効率的な公共施設の管理、防災対策の推進等が図られ、もって国土の利用、整備及び保全の推進並びに国民の生命、身体及び財産の保護に寄与するものでなければならぬ。

5 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、行政の各分野において必要となる地理空間情報の共用等により、地図作成の重複の是正、施策

の総合性、機動性及び透明性の向上等が図られ、もって行政の運営の効率化及びその機能の高度化に寄与するものでなければならぬ。

6 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理空間情報を活用した多様なサービスの提供が実現されることを通じて、国民の利便性の向上に寄与するものでなければならぬ。

7 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理空間情報を活用した多様な事業の創出及び健全な発展、事業活動の効率化及び高度化、環境との調和等が図られ、もって経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与するものでなければならぬ。

8 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、民間事業者による地理空間情報の活用のための技術に関する提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

9 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、

国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた地理空間情報の活用の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第六条 測量、地図の作成又は地理情報システム若しくは衛星測位を活用したサービスの提供の事業を行う者その他の関係事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、良質な地理空間情報の提供等に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する地理空間情報の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第七条 国は、国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 地理空間情報活用推進基本計画等

(地理空間情報活用推進基本計画の策定等)

第九条 政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な計画(以下「地理空間情報活用推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 地理空間情報活用推進基本計画は、次に掲げ

る事項について定めるものとする。

一 地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 地理情報システムに係る施策に関する事項

三 衛星測位に係る施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 地理空間情報活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 政府は、第一項の規定により地理空間情報活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 第四項の規定は、地理空間情報活用推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関の協力体制の整備等)

第十条 政府は、地理空間情報活用推進基本計画の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 基本的施策

第一節 総則

(調査及び研究の実施)

第十一条 国は、地理空間情報の活用の推進に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(知識の普及等)

第十二条 国は、地理空間情報の活用的重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地理空間情報の活用に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十三条 国は、地理空間情報の活用の推進を担う専門的な知識又は技術を有する人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(行政における地理空間情報の活用等)

第十四条 国及び地方公共団体は、地理空間情報の活用の推進に関し、国民の利便性の向上を図るとともに、行政の運営の効率化及びその機能の高度化に資するため、その事務及び事業における地理情報システムの利用の拡大並びにこれによる公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報保護等)

第十五条 国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保、基盤地図情報の信頼性の確保のためのその品質の表示その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地理情報システムに係る施策

(基盤地図情報の整備等)

第十六条 国は、基盤地図情報の共用を推進することにより地理情報システムの普及を図るため、基盤地図情報の整備に係る技術上の基準を定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成す

るため、同項の技術上の基準に適合した基盤地図情報の整備及び適時の更新その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地図関連業務における基盤地図情報の相互活用)

第十七条 国及び地方公共団体は、都市計画、公共施設管理、農地、森林等の管理、地籍調査、不動産登記、税務、統計その他のその遂行に地図の利用が必要な行政の各分野における事務又は事業を実施するため地図を作成する場合に、当該地図の対象となる区域について既に整備された基盤地図情報の相互の活用を努めるものとする。

(基盤地図情報等の円滑な流通等)

第十八条 国及び地方公共団体は、基盤地図情報等が社会全体において利用されることが地理空間情報の高度な活用を資することにかんがみ、基盤地図情報の積極的な提供、統計情報、測量に係る画像情報等の電磁的方式による整備及びその提供その他の地理空間情報の円滑な流通に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、その保有する基盤地図情報等を原則としてインターネットを利用して無償で提供するものとする。

3 国は、前二項に定めるもののほか、国民、事業者等による地理空間情報の活用を促進するため、技術的助言、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地理情報システムに係る研究開発の推進等)

第十九条 国は、地理情報システムの発展を図るため、研究開発の推進、その迅速な評価、その成果の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 衛星測位に係る施策

(衛星測位に係る連絡調整等)

第二十条 国は、信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保することにより地理空間情報の活用を推進するため、地球全体にわたる衛星測位に関するシステムを運営する主体との必要な連絡調整その他の必要な施策を講ずるものとする。

(衛星測位に係る研究開発の推進等)

第二十一条 国は、衛星測位により得られる地理空間情報の活用を推進するため、衛星測位に係る研究開発並びに技術及び利用可能性に関する実証を推進するとともに、その成果を踏まえ、衛星測位の利用の促進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることにかんがみ、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案
右の議案を提出する。

平成十九年四月十九日

提出者

原口 一博 山口 壯
笹木 竜三 末松 義規
松本 剛明
賛成者
安住 淳 外百四名

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による廃止前のイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(以下「旧法」という。)は、この法律の施行の際現に実施されている対応措置(旧法第二条第一項に規定する対応措置をいう。以下同じ。)の終了に関し必要な範囲内において、なおその効力を有する。

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案及び同報告書 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条の規定に基づく国会への報告は、国会による民主的統制に十分資するものとなるよう、行われなければならない。

(自衛隊法の一部改正)

4 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律」を「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号)がその効力を有する間、同法」に、「当該各号に定める物品を」協力支援活動としての物品に改め、同項各号を削る。

附則第八項中「次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律」を「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法がその効力を有する間、同法」に、「当該各号に定める活動」を「防衛省本省の機関又は部隊等に協力支援活動としての役務の提供を、部隊等に捜索救助活動又は被災民救援活動」に改め、同項各号を削る。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正前の自衛隊法附則第七

項及び第八項の規定は、この法律の施行の際現に実施されている対応措置の終了に関し必要な範囲内において、なおその効力を有する。

(内閣府設置法の一部改正)

6 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に」を「地方分権改革推進法(平成十八年法律第百十一号)がその効力を有する間、次に」に改め、同項の表を削り、同項に次の二号を加える。

一 地方分権改革推進計画(地方分権改革推進法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。)の作成に関すること。

二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

(内閣府設置法の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正前の内閣府設置法附則第二条第三項の規定は、この法律の施行の際現に実施されている対応措置の終了に関し必要な範囲内において、なおその効力を有する。

理 由

イラクに対する国際連合加盟国による武力の行使が正当性を有していないこと、いわゆる非戦闘地域の概念が虚構の概念であること等の理由によりイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の法的な枠組みが完全に破綻していること、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置に関する政府の情報

開示が極めて不十分であること等にかんがみ、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、同法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(原口一博君外四名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、イラクに対する国際連合加盟国による武力の行使が正当性を有していないこと等の理由によりイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(以下「イラク人道復興支援特措法」という。)の法的な枠組みが完全に破綻していること、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置に関する政府の情報開示が極めて不十分であること等にかんがみ、自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、イラク人道復興支援特措法を廃止しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 イラク人道復興支援特措法は、廃止すること。
- 2 廃止前のイラク人道復興支援特措法は、この法律の施行の際現に実施されている対応措置の終了に関し必要な範囲内において、なおその効力を有すること。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 4 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の否決理由

本案は、自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、イラク人道復興支援特措法を廃止しようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月十四日

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長 浜田 靖一

衆議院議長 河野 洋平殿

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十九年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条中「四年を」を「六年を」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

イラク特別事態を受けて、国家の速やかな再建を図るために行われているイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第四百八十三号及びこれに関連する決議を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を引き続き行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(以下「イラク支援特別措置法」という。)に基づき我が国が実施する措置を引き続き実施し、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 イラク支援特別措置法の期限を二年間延長すること。

2 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、イラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資する

ため、イラク支援特別措置法に基づき我が国が実施する措置を引き続き実施しようとするものであり、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年五月十四日

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長 浜田 靖一

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
国際的にも、イラクからの撤退を求める議論が高まっている状況を踏まえ、政府は、イラク特措法の期限を二年延長するにあたり、以下の点に留意すること。

一 政府は、イラクの治安状況の変化に鑑み、イラクで活動を行う自衛隊員の安全確保義務を確実に果たすこと。

一 政府は、自衛隊の対応措置を継続するにあたり、その活動内容について、シベリアン・コントロールに資するよう、必要な情報開示を行うこと。

一 政府は、イラクの復興支援に関し、国際協調の枠組みを実現するよう、積極的な検討を行うこと。

一 政府は、イラク戦争開戦時であるとされた大量破壊兵器が発見されなかったことを踏まえ、

その上でイラク戦争を支持した当時の政府判断について検証を行うと共に、今後十分な情報収集・分析体制の強化に努めること。

一 政府は、航空自衛隊による対応措置について、イラクにおける事態の推移を注視しつつ、出口戦略につき、必要な検討を行うこと。

一 政府は、自衛隊の海外での活動にあたり、憲法の範囲内において、国連決議その他の適切な国際的な枠組みの下、わが国の主體的な判断と統制により行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番四号 独立行政法人国立印刷局	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 二二〇円)	本号一部 二二〇円